

北宋期の荊湖路「溪峒蠻」地開拓について

上 西 泰 之

はじめに

一 「梅山峒蠻」の場合

1 開拓開始以前

2 開拓開始

3 開拓後

二 「誠徽州蠻」の場合

1 開拓開始以前

2 開拓開始

3 開拓後

三 開拓地に於ける醇良化

結びにかえて

はじめに

宋代は軍事的に優勢となった周邊異民族との對立抗爭の點からも注目される時代である。さらに言えば、その西・北邊異民族のように國家組織を保持し得た集團と、西方のチベット系集團や南方の「溪峒諸蠻」の如くそれ程までの組織性を確立し得なかったグループとの差異など、個々の集團に對する關心が増大する時代でもある。官撰史料のみならず、全般

的に情報量の増大するなかで、こうした小集團に對する關心も一面的ではあるにせよ高まりを見せ、その結果、朱輔『溪蠻叢笑』などの著作も残されるようになった。

宋代、荊湖路と區分される洞庭湖周邊域は、夔州路・廣南路とともに漢民族集住地からそう離れぬ水系の小平地に、小集團が居住したことで知られる。從來「蠻獠」⁽¹⁾「莫獠」⁽²⁾などと稱されている非漢少數民族である彼らは、漢民族との交渉の増加につれ、河川名・地域名を冠して呼ばれるだけでなく、「獠」「玃獠」などの種族名を冠しても呼ばれるようになっていた。⁽³⁾

ところで、當地域は水系——例えば沅水・瀘水・湘水——を軸に眺めてみると、下流域の比較的開發され徐々に都市機能も整えられつつある人口密集地、中流域の邊緣域開拓地、上流域の非漢少數民族集住地が連續する地域であると見ることが出来る。下流域からは、犯罪等を事由とする逃亡・或いは開拓や商販活動のため、漢民族人戸が絶えず上流域へ流入しており、その結果、非漢民族小集團のある者は漢民族集團に埋没・同化してゆき、別の者は、自らのアイデンティティを保持しながら邊緣域に移り、或いは更に奥地に向かったりした。

かような移動の結果、當地では現在の状況に近似した民族分布を見るに到った。この意味で宋代は非漢少數民族史上劃期とされる。一方で移動過程で、各民族を區別して認識する必要性もより高まったと思われる。このことは宋朝側の政策に變化をもたらすことになった。傳統的な羈縻政策が、長官の世襲規定を含めより具體的なものとなる一方、一部地域では積極的な開拓が實施され州縣設置が行われた。

從來から、竹村卓二⁽⁴⁾・佐々木高明⁽⁵⁾兩氏ら民族・地理學的關心から當地の諸民族が取り上げられる一方、河原正博氏により、「蠻酋」の内徙・「計口給田」⁽⁷⁾などをめぐる漢民族側の施策が少しずつ明らかにされてきた。また、夔州路・梓州路瀘州に於ける漢蠻民族交界地の開發については佐竹靖彦・Von Glahn⁽⁸⁾兩氏による分析があり、廣南路については塚田誠之⁽⁹⁾氏がベトナム・宋關係も視野にいたれた考察をおこなっている。當地についても岡田宏二氏⁽¹¹⁾により研究の先鞭が附けられて

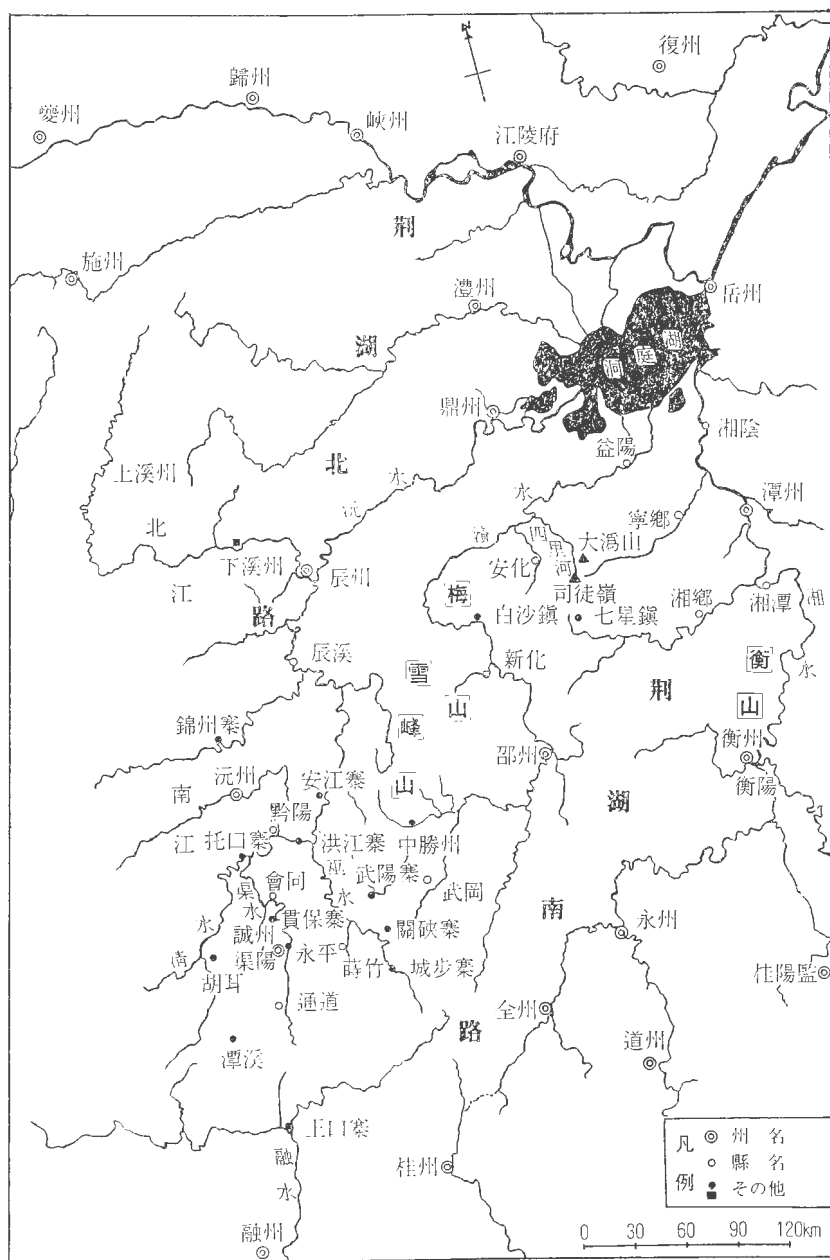
いる。しかしながら、各非漢民族の實情を踏まえた個別的施策、殊に宋朝各期の政治的状況を勘案した分析は未だ少なく、また神宗熙寧期・徽宗崇寧期の開拓策全體の中でこの地域の占める比重についても考察すべき點は多い。無論、依據すべき史料の殘存状況から止むを得ないものもあるが、政治史も踏まえた上で再検討する必要がある。

そこで、本稿では「漢蠻雜居地」を抱えた荊湖路について、「溪峒蠻」地における宋朝の開拓策の對象となった事例を取り上げ考察することにした。一つは漢民族集住地である潭州・邵州近縁域の「梅山峒蠻」であり、更に一つはより奥地の「誠徽州蠻」である。「開拓」に關しては、大約次のようなプロセスを取ることを念頭におき、宋朝の施策に即して見ていくことにする。①下流域からの人戸の流出を惹起する要因の發生、②人戸の上流域への流出、行政機構末端としての鎮・縣の設置、③第二の前線の出現と補給站としての地域中心の整備である。①の時點で未だ非漢民族地域即ち「蠻地」であつたものが、③の時點では「省地」「漢地」などと稱され、同様にこの過程で非漢民族の中に取り込まれた者は「省民」⁽¹²⁾と稱されることになる。

また、上述のように變貌してゆく開拓地は、當地への流入の動機もその人戸の種類も複雑であり、種々の問題を抱えるものとなる。そうした當地で中央乃至地方政務機構が採用した地域安定のための措置に關しても言及したい。

一 「梅山峒蠻」の場合

宋代、荊湖地方の一大中心地である潭州及び邵州の境界域には、「梅山峒蠻」と呼ばれる非漢民族集團が居住した。そもそもこの地域周邊には、北の洞庭湖に流れ込む湘水・瀘水に沿って比較的平坦な小平地が擴がり、この兩河川を主要な交通路として人々の移動が行われてきた。こうした人々の流入増加の結果、「梅山峒蠻」に對する漢民族の認識も、以前に比べより具體的となり、公的史料に於いても官僚の關心に沿ってではあるが、彼らについての記録が殘されるようになっている。まず官撰史料に依據し、いわば「開拓」前段階の状況を概観する。



〈荆湖路要圖〉

1 開拓開始以前

九世紀末、蔡州出身者を中心とする劉建鋒や馬殷らの「蔡賊集團」が江西より荊湖地方に到来、潭州を中心に勢力を扶植した。楚國⁽¹³⁾の母胎である。この劉建鋒が、邵州刺史となることを求める當地の土着實力者と思われる蔣勛と乾寧二年（八九五）衝突した。この時に蔣勛は鄧繼崇と起兵、潭州南部の湘潭縣を寇掠した。⁽¹⁴⁾この事件において彼らと連動したとされるのが、「梅山蠻」・「飛山蠻」で、各々宋代の「梅山峒蠻」・邵州南部に勢力を持つ「誠徽州蠻」にあたる。以後、宋初にかけて彼らによる寇掠が史料上に見られるようになる。それらは、貞明四年（九一八）の邵州寇掠⁽¹⁵⁾であったり、馬殷死後分裂抗争下の楚國における朗州（宋初鼎州と改む）馬希萼に誘われた潭州寇掠⁽¹⁶⁾であった。概して、彼ら「梅山蠻」は「素より凶獷」で、險要な地形に據って「數々出でて漢界を抄掠」（『長編』卷二三八 熙寧五年九月丁卯條）する存在であった。

宋朝は成立後、荊南・湖南（周行逢）・後蜀・南唐（江南）に對する軍事行動を續け、全土統一に向けての動きを加速させるが、その間、開寶七～八年（九七五～六）の江南征伐時の混亂に乘じ「梅山峒蠻」が潭・邵兩州を寇掠している。これに對しては、たまたま雄武兵三百人を率いて邵州方面の守備についていた李繼隆が、その途上遭遇して討伐を行っている。⁽¹⁷⁾太平興國二年（九七七）閏七月には、左甲首領苞漢陽と右甲首領の漢陵が、潭邵兩州域で商人を寇掠した。⁽¹⁸⁾この苞氏については、他の例が見られぬためその出自等は不明であるが、左甲・右甲という冠稱から、「梅山峒蠻」社會内部に複數の有力者が分立していることを窺い知ることが出来る。この「蠻寇」に際しては、翌月太宗からの使者派遣、招諭が實施されたものの、なお寇暴止まず翟守素の率いる潭州の戍兵により討伐が行われた。⁽¹⁹⁾

以上、列擧したように内地への侵掠が繰り返され、その都度討伐という形でそれを抑えるという對應が採られている。ところで、史料に見えるこれらの寇掠で、「梅山峒蠻」は何を對象としたのであろうか。また、所謂漢民の流入と寇掠

とはいかなる關係にあったのであろうか。

開寶年間の「梅山峒蠻」討伐時、それに先立って「招諭」の詔が出されたが、それによると、

汝ら、役を避けらるる人戸〔梅山洞主首を指す〕、扇搖して非を爲し、戸口を劫掠す。その間 惡を爲すを願わざる者、豪強の脅從を被くる者有り……。

〔宋大詔令集〕卷二二七 政事七〇 招諭 賜潭邵等州梅山洞主首等書

のように、戸口の劫掠があったことを記している。また先の太平興國二年の例によれば、商人が劫掠の対象になっている。

荊湖地方に於ける當時最大の都市は潭州であり、五代楚國においても當地は茶栽培・養蠶を主とした産業が活潑であったと言われる。⁽²⁰⁾ 當然、潭州などの都市を中心に延びる交通路に客商の動きも多く、それ故、近鄰の「梅山峒蠻」の劫掠を被る機會があった。

先の苞氏による寇掠の際には、以前から苞漢陽と潭・邵州等の大吏・富人との交渉があり、兩者に交わされたとされる書訊數百封が、鎮壓の過程で沒收・燒却されて⁽²¹⁾いる。ここにいう「大吏・富人」が誰を指すのか明確ではないが、潭州近郊の土地開發等の状況を勘案すれば、州行政實務擔當の胥吏の他、⁽²²⁾郷司や彼らに影響力を持ちうる近鄰域の土地所有者を含むのであろう。また、書訊の内容については直接史料に明示されていないが、後述する土地問題から見て、漢地周邊域での土地耕作・人戸の安全保障・戸口の返還などをめぐるものが含まれていたかと考えられよう。

「梅山峒蠻」に近接する「北江蠻」彭氏の場合に見られる酋領間での物品爭奪の状況と同じく、この「梅山峒蠻」においても爭奪された珍寶等の獨占によって、彼らが「峒蠻」社會内での地位を保持していた。このことからすれば、五代期の潭州の珍寶掠奪と同様に、客商が寇掠の対象になっていることも首肯できる。實際、潭州に鄰接する辰州においては、古來著名な辰砂（酸化水銀）或いは杉材が搬出されており、これらを求めて漢地のみならず、「蠻地」との境界地へも客商が入ったであろうことは容易に想像がつく。勿論、そうした際の取引の場でのトラブルから「蠻民」の寇掠が引き起

こされることもあったであろう。

宋初に至る數次の寇掠後、

是自り、禁じて漢民と交通するを得ず、その地耕牧するを得ざらしむ。

〔宋史〕卷四九四 蠻夷二 梅山峒

とあるように、宋朝は「蠻」と漢民との交通及び「梅山峒蠻」地の耕牧を禁じている。後者は、異民族と境界を接する國境域で實施される「禁地」策である。

そもそも、ここで言う禁地は、國境域での紛争防止の見地から、開墾・耕牧・立入を禁ずる緩衝地帯である。⁽²⁴⁾時には境界域であることを示す標柱・封溝が設けられた。⁽²⁵⁾當地では軍事的に常時緊張を孕む西北邊境とはやや状況が異なり、それ故にこの禁地策が西北邊境と同様に嚴格に實施されたとは言えぬが、漢人の移入に伴う寇掠等を防止するという宋朝側の姿勢をうかがうことができる。

この時點での、潭州に於ける人口増・可耕地の過不足の状況を年次的・數量的に把握することは、現状では出来ないが、斷續的ながら土地開墾・それに伴う水利開發が行われていた。まず人口に關して。太平興國二年、潭州の負郭縣たる長沙縣からその西方、梅山との間に寧鄉縣が分置された(『元豐九域志』卷六)。縣という行政機構の新設は、下級レベルの訴訟など縣での取扱い事項の増加をも意味する。従って、當地でも定住ないし移動人口が増加したことを背景にした措置と考えられる。

一方、土地についてはどうか。北宋初、荊湖地方は山田が多いとされ、⁽²⁶⁾少なくとも焼畑(畬田)でない地域もあったことが知られている。「梅山峒蠻」の場合、彼ら自身の生業形態を明確にし難いが、當地で後代にわたって「獠」(特に「高地猪」と稱される焼畑耕作民が居住し續けていること、及び次節で後述する熙寧年間の梅山經略において、梅山を開く以前、「火耕礱确、畬田と名づく」⁽²⁷⁾という状態であったこと、この二點からは彼らが焼畑耕作を主體としていたことが推測

される。つまり、漢地の既に焼畑でなくなりつつある地域の外縁に、未だ焼畑段階にある「蠻地」が存在することになる。概して生産力の低い焼畑が、より定着的な定畑になり、さらに水田化してゆく過程が、當地に限らず多く見られることからすれば、當地でも「蠻地」既耕地の再耕（ないし水田）化は行われたであろう。

以上から考えると、先の禁地策は境界地への漢人流入・未墾地の耕墾・及び掠取された漢民による「蠻地」内での既墾地の耕墾という現實を踏まえた上で、寇掠から討伐という展開を繰り返さぬために採られたものと言える。

この禁地策の行われている間、梅山周邊を環状に圍むように七星・首溪等の諸砦（寨）が設置された⁽²⁹⁾。これらはいわば前進基地としての機能も持つが、専ら境界地の防衛を目的とするものと思われ、後のように地方行政機構を整備し漢民の移入・開拓を積極的に實施する段階には、まだ到っていない。この後は、概して平隱に推移する。「梅山峒蠻」の寇掠も蘇方なる酋長によって、「南江蠻」の舒・向兩氏の地即ち雪峰山を西に越えた辰水上流域に侵奪が行われた（『宋史』卷四九四 蠻夷二 梅山峒）というのみである。

2 開拓開始

前節に於いて見た「梅山峒蠻」をめぐる状況は、北宋中期を境に變化を見せる。それは如何なるものであったろうか。

嘉祐元年（一〇五〇）、「蠻裔 數々邊に寇す」⁽³⁰⁾状況であった潭州において、監稅官張錫の求めに應じて知潭州劉元瑜が楊謂なる者を梅山に派遣し、「招諭」が行われた。これは、「梅山峒蠻」による寇掠に對しての措置であるが、この時に彼らを宋側に入れ、附籍して「王民」即ち省地民扱いとすることが合わせて實施された。このことにつき、官撰史料上には「籍して以て民と爲す。凡そ千一百戸」と記し、後の熙寧年間の梅山經略時の戸數には及ばない成果であった。しかし、「梅山に通ずるは、蓋し此より始まる」と言われたように、これは後の開拓策へ道筋をつける事件となった。

さらに嘉祐末年（一〇六三）知益陽縣であった張頤が、「梅山峒蠻」の桀黠なる符三等を捕らえ、開拓に着手せんとした。⁽³¹⁾

益陽縣は、潭州寧鄉縣の北方で寧鄉縣とともに梅山への通路上に位置し、また「蠻獠」の出沒多き所である。そこで彼は「禁地の約束を按じ、徭人を召して耕墾⁽³²⁾」させる、即ち、禁地令に鑑み、漢人による開墾ではなく「徭^(徭)」による耕墾を提案したのである。この計劃は、禁地への漢民の流入を抑えるかわりに、漢地周邊域での開拓を進め、内地に對する前線を形成することになる。ただ、計劃自体は上級の荊湖南路安撫使吳中復によって申奏されたものの、結局承認を得るには到らなかった。⁽³³⁾

この提案は「獠人」を召して耕墾させるというものであるが、ひいては、彼らを「省地民」扱いとすることにより「蠻地」を内地化することが出来る。それは、後の積極的な經略と相通じるところがあった。そのため、梅山經略に伴って實施された辰水上流域の南江經略に對する批難が高まると、批難者の一人であった張頤に對しては、この過去の事績を殊更に取り上げ、銀絹を賜るという褒賞が行われている。⁽³⁴⁾

以上の二例は、共に現地官からの發案によるものである。前者の場合は「蠻獠」の漢地寇掠に對應したものであるが、發案者には別の思惑があったと見られる。

張芻は、至和元年（一〇五四）正月薨じた仁宗愛妃張氏の忌を立てることに特に請うて、そのために禮官の群議を引き起こして左遷された人物（『長編』卷一七六 同年二月戊申條）であった。また嘉祐元年「招諭」を行うべく派遣された楊謂なる人物は、潭州の進士であり、この際の功績により特に下級武階である郊社齋郎を授けられている。當時、進士身分を獲得し幕職州縣官となり官途に就くことは、士人としては通例であるが、冗員問題からそれには少しずつランク差がつき始めている。彼の場合でも詳細は不明であるが、こうした状況の中で何とか官途に就くことを切望していた者の一人であったことは間違いないだろう。元豐期の「誠徽州蠻」經略でも、功賞リストには召募に應じた者が見えているが、それらに進士も多い。一般に地方利害に係わる提案に限らず、白身人や進士らの上言という形を取って政策が形成されることは多いが、これもそうした一例と考えることができよう。

ところで、熙寧年間の経略に参畫した蔡燁の墓誌によれば、潭・邵兩州間の上下梅山即ち開拓後新化・安化の兩縣を設けた地では、

國朝 屬禁有り、其の耕墾出入を制む。然ども、歳久しくして公然法を冒すあり、又稍や流浪を招萃するあり。⁽³⁶⁾

とあるように、禁地策が既に形骸化しつつある現状が生じていた。この流浪のものを集めているのが前節にいう潭州等の富人であるとの確證はないが、その可能性も否定しすることはできない。ともあれ、仁宗末期、「梅山峒蠻」による寇掠の見られる中で、現地への人戸の流入が進み、それを背景に現地官らの開拓を求める底流が次第に強いものとなっていた。

先述の張頤の事例から七年後、熙寧三年（一〇七〇）九月、戸部判官から權荆湖南路轉運副使に轉じた范子奇は、

蠻 險を待み邊患を爲せり、宜しく臣屬せしめ之を郡縣たらしむべし。⁽³⁷⁾

と奏し、彼らを宋朝側に臣屬させ、州縣を設けて内地化せよとの提案をなした。彼の上奏に對し、この時點での裁可は無かったが、翌年八月戸部判官に召還された彼が再度同様の上奏を行うと、これに對する反應があつた。⁽³⁸⁾即ち、范子奇の後任としての轉運判官蔡燁の任命と、それに引き續く開拓策（経略）の實施である。

王安石による新法諸政策の本格的實施へと政局が大きく變動する中で、新法實施關連の察訪使として、章惇が熙寧五年閏七月に荆湖路に派遣されると、⁽³⁹⁾「兩江」と「梅山」の経略が本格化する。荆湖南路の轉運判官兼提舉常平から轉運副使に轉じていた蔡燁は既に、経略に關しての圖を以て來獻していた。彼個人は「梅山」の経略を倉卒に實施することはできないとの見解を持っていた。倉卒に行うとなれば、多數の兵力を動員せねばならず、そのことにより仁宗慶曆年間の桂陽監周邊での「蠻亂」⁽⁴¹⁾時のように邊患となり得る危險が大きいからである。しかしながら、彼とて先述の如く「梅山」の漢地との境界域に流浪民が増え、禁地での耕牧が行われている狀況を承知しており、省地にて彼らを放置して將來の大患を

招くことになるよりはと、「蠻猪」の酋を開導して宋側に従わせ、内地化することを提案したのであった。⁽⁴²⁾

既に鄰接する荊湖北路に於いて「兩江」⁽⁴³⁾ 經略に着手していた章惇は、五年八月、雙方の經略を一體のものとして措置すべきことを乞うた。神宗は、従前係わった者がいないことから「兩江」の經略については、章惇に辰州を據點にして專念させ、それが軌道に乗ってから「梅山」の經略へ越かせ、一方、「梅山」については提案者とも言うべき蔡燁に專念させる方式をとるべく指示を出した。⁽⁴⁴⁾ しかしながら、「梅山峒蠻」と「兩江蠻」とが雪峰山系を挟んで對峙しており、その對抗關係を考慮せずに一方のみに經略を實施すれば、却って他方への逃入等を引き起こし、作戰が長期化・膠着化し、ひいてはその間に功利的な動きも増加しやすい。一方で「梅山」經略を速やかに終了させることは困難との蔡燁の主張を考慮し、まず内地により近くかつ容易と判斷される「梅山」經略を終了させるべく、章惇と協力するように荊湖南路の監司に詔が出された。⁽⁴⁷⁾ こうして、先の蔡燁に加え、知潭州の潘夙、荊湖南路轉運判官の喬執中らのメンバーを軸に「梅山峒蠻」に對して、經略が本格的に開始された。

ここで、この經略の參畫メンバーを史料から拾い上げ、經略の性格を考えてみたい。まず、現地州縣官として、知寧郷縣の毛漸・權邵州防禦判官の郭祥正の名が見える。前者は治平四年の進士出身。⁽⁴⁸⁾ 當該地を始めたとした諸少數民族の利害を察訪使に上言して、この計畫の一翼を擔い、著作佐郎で知安化縣となった。一方、後者は實封によって經略に關連した上奏をなして參畫。經略時には田地調査を實施、その後改官して太子中舍・殿中丞と昇階している。⁽⁵⁰⁾

次に彼らの上級官を見てみると、大藩知州監司として知られる幾人かの名をあげることが出来る。即ち、蔡燁・潘夙・喬執中の他、荊湖南路の提點刑獄孫頤・朱初平である。後二者のこの經略における事蹟は不明であるが、朱については、この後も湖南に於ける諸事に當たっていることが知られている。蔡燁は、既述のように早くからの經略提案者とも言うべき存在。次に知潭州の潘夙は、嘉祐三年の「武岡蠻」楊昌透の亂（次章で後述）が勃發した際、郭達らと共に討伐に功績をあげた。この亂は、討伐に兵力動員を要し、兵を用いず招諭するを第一とする立場で見れば、失敗とみられる事例であっ

た。しかし、彼は對邊境事情に詳しいとされ、交趾が占城に敗北した際には、この機を逃さず交趾攻略をせよとの主張をしており、「梅山」經略時には、邊境を憂える上申を察訪使章惇に行っていたことを機に知潭州となつて(52)いる。殘る喬執中は、王安石配下の官僚の多い臨時財政關係法令整備機關とも言うべき三司令式并敕及諸司庫務歲計條例の刪定官(『長編』卷二八 熙寧三年二月庚辰條)であつた。經略時には荆湖南路の轉運判官であり、のち管勾常平官(『長編』卷二四五 熙寧六年五月癸亥條)となつた所謂新法官僚である。

蔡挺の子、蔡燁は、先述のように經略の倉卒な實施・完了はできぬと奏上したことから章惇とは間隔があり、潘夙も必ずしも章惇らに近いとは言えない。とすれば、この人事は、彼ら古くからの關係者にいわば目附的に喬執中を加えたことを推測させる。現地官の二人は、どちらも官途に就いてまだ日淺き新人であり、寧ろこの經略を機に注目されることを望み―特に郭祥正についてはそれが露であるが―、それ故察訪使らへの上言を行ったのであろう。

こうして見ると、嘉祐以後の開拓への底流が、熙寧年間の經略と繋がるものと思われる。ただ、青唐族との交易、西域交易路の確保・西夏壓迫策という、經濟・外交兩面での意義を持った王韶らの「熙河經略」(53)とは異なり、當地での經略は、さほど強い軍事力を持たずしかも分散的な少數民族を相手にするものであり、意義も邊境域開拓を主とするものであつた。また「桂陽蠻亂」の桂陽監という諸蠻山をかかえる特殊地と異なり、經略時において「招諭」を主に進めることで損失もより少なくて済むと判斷される點は注目される。

經略自體はどのように推移したのであろうか。當初、潭・邵兩州から進兵させる豫定であつたらしく、邵州に鄰接する地に官員が派遣された。そのうち喬執中は、一旦南の全州に派遣されその地の「大田蠻」なるものを歸服させてから「梅山」に赴いて(54)いる。この時點で、先の毛漸ら吏士が派遣され(55)「招諭」が行われた。寧鄉縣・梅山間のルート上に位置する湖南禪の叢林である大澗山密印禪寺に關して、經略時に兵が缺乏した食料の供應を寺から受けたとする史料には、「兵進

むるも利を失う⁽⁵⁶⁾」とあり、「招諭」の後、討伐も實施された模様である。しかし、屠殺を伴って問題化した「兩江」の場合と異なり、「蠻獠」が争って道路を開いたので「梅山」の地が得られた。經略開始後二箇月餘の熙寧五年一〇月には、寧鄉縣司徒嶺・邵陽縣白沙寨・益陽縣四里河・湘鄉縣佛子嶺に圍まれる地が得られ(『宋會要』蕃夷五—85 南蠻)、翌年五月には、田地二六〇四三六畝・主客戶一四八〇九・丁七九〇八九が登録された(『長編』卷二四五 同月癸亥條)。

ここで得られたとする主客戶數は、元豐期の潭・邵州の戸口統計に比較しても、各々二〇分の一・六分の一と遙に少なく、後の「兩江」經略後の沅州並である⁽⁵⁷⁾。とは言え、次章にて述べる「誠徽州蠻」の各團峒に比すれば多い。宋側に歸順した「歸明人」については歸明人帳に附し別扱いとしたであろうが、後に猶豫期間を設けて課税さえていること、また他の溪峒の場合の如く、強固に兩端を持した「蠻酋」に對して行う「內徙」も見られぬこと。以上からすれば、この戸數には流入漢民を含む可能性はあるが、「梅山峒蠻」を主とするものと考えられよう。

こうして「内地」化された「梅山峒蠻」地には、新たに邵州に新化・潭州に安化の兩縣が設置され、嘗て前線の邊防據點として兵丁の配置された七星寨は鎮となり、首溪寨は廢止された(『宋會要』方域18—23)。さらに、近鄰の溪峒州である徽州との間に、武陽・關硤・城歩の三寨が設けられた(『宋史』卷八八)。この三寨は、雪峰山系南部の山地西麓の平坦地に位置する模様で、⁽⁶¹⁾いわば前線の防禦點にあたる。つまりこれは前線機能がさらに外周部へ移されたことを示すものである。この後「梅山」はどのように變貌してゆくのであろうか。

3 開 拓 後

「梅山峒蠻」の場合、荊湖北路の「北江」彭氏のような強固な地域勢力が見られなかったこともあって、蠻側の反抗は特に表面化する程大きなものではなかった。既に前節にて言及したように徐々に徐々にはあるが、漢民の流入も進行したことによるのであろう。

當地に於いては、地域は限定されるではあろうが、牛耕の導入・水田の形成が行われた。開拓の責任者でもあった章惇の詩には、経略後、

牛を給い種を貸し耕墾せしめ、桑を植え稻を種え糶錢を輸せしむ。

(章子厚(惇)「開梅山詩」)⁽⁶²⁾

とある。これは當事者が自らの功を誇った美辭であると言うこともできようが、後述のように熙寧七年三月に新化縣學に給付された學田が「水田二百畝」であったことと考え合わせれば、濱水流域の平地に水田が作られたことを否定することはできない。さらに上述の田地には税納を年一回とする特例措置が取られている(『宋史』卷四九四 梅山峒)。

これらの措置と並行して新開地たる當地には、安化・新化兩縣設置と相前後して、啓寧・承熙の兩寺が建立された。⁽⁶³⁾ 次章の「誠徽州蠻」の場合では、こうした佛寺には、僧の得度が認められており、恐らくこの兩寺も同様であったと考えられる。また、新化縣には縣學が設立され、維持經營用として學田の支給も行われた。⁽⁶⁴⁾ 近郷の「南江」の沅州に於いても州學建立後、國子監版の書籍が下賜されていることから見て、同様な措置が取られ初學の教化が圖られたと考えられる。いわば開拓地に於ける地域醇良化策である。

また、経略時のことであるが、潭州の興化禪寺の紹鈺禪師(一〇一〇—八一)が到來すると、蠻の父老、銑の名を聞くや、欽重愛戀し、人人爪を合せ、其の約束を聴き、敢えては違わず。

(惠洪『禪林僧寶傳』卷一八)

ということであったと僧傳には記す。梅山経略時、「蠻人」社會内部に到るまで既に宗教的浸透があったと考えるのは誇張であるにしても、第一節で言及したように州縣の大吏等と交渉のあった「蠻酋」について言えば、彼らは今まで以上に漢民ひいては漢文化の影響を受けたであろう。宋代において佛教自體も政府の統制下にあり、先の兩寺院に敕額が下賜されていることからみて、どの程度の効果を期待していたのかは不明であるが、中央政府は舊蠻地の醇良化を企圖していた。

最後に當地の「梅山峒蠻」のその後について。宋初の討伐に於いては、彼らは討殺されたり、歸降して捕えられ廂軍等に没入された者もあろう。北宋前期の廂軍指揮名に梅山峒刺員（『宋史』卷一八九）なるものがあり、契丹からの歸順者を契丹清朔禽戎刺員軍としている（『長編』卷六〇 景德二年六月辛巳條）のと同様な措置であったと考えられるからである。

熙寧時の經略では、「蠻酋」の誅殺・内地への徙移も記録されてはおらず、省地化後、蠻民個々に「歸明人」として別籍に附されたのかに關しても、明言する史料は管見の限り無い。しかし、歸明した蠻民が再度邊地に流れたり寇掠を引き起こすことに對し、宋朝は邊防上極力警戒しており、この姿勢からみて、當地に於いても一定程度管制下に置かれたとするのが妥當である。

南宋嘉定年間以前、荊湖南路の提點刑獄であった劉強學の事蹟中に、「新化奉家峒」の酋奉夢賢が、省地民王布との怨恨が原因で、衡陽縣に來る途上の彼を襲い殺害した事件が見えているが、この事例からすると、「梅山峒蠻」の中には省地との境界域に居住し續ける者もあった。また、後世清代においても、安化・寧鄉地域の山谷間にはあるが、「山を阻みて險に憑り、種うる所黍菽多し。或いは竹樹を伐り、穀に易えて食す」と稱されるような「高山（地）獠」も依然として居住し續けており、宋代の經略も平坦地を主にしたものに限られると考えられる。以後の狀況に關しては後考に俟ちたい。

二 「誠徽州蠻」の場合

前章で扱った「梅山峒蠻」地の奥即ち五嶺山脈西北部には、宋初「飛山蠻」後に「誠徽州蠻」と呼稱される非漢民族が存在した。彼らに對しても北宋中期開拓策が實施されているが、その居住狀態の違いから「梅山峒蠻」の場合とは、狀況を異にしている。次に彼らの場合を考察する。

1 開拓開始以前

當地は、現在の貴州省から北東流する清水（沅水）、宋の通道縣・誠州（後に靖州と改む）・會同縣を経て北流し清水に合する渠水、宋の城步縣・蒔竹縣から北流し洪江寨にて清水に合する巫水、以上の三河川流域である。これら河川域に峒と一般に呼ばれる平坦地がある他は高度千乃至二千m程の高地である。交通路も多く河川に沿っているが、邵州から武岡縣を経て巫水に至る東方からのルートが存在したことが注目される。⁽⁶⁸⁾

また當地方は、辰砂⁽⁶⁹⁾・麝金⁽⁷⁰⁾といった鑛産資源の他、桐油・松・杉材の供給地としても知られ、諸少數民族中には、南の廣南西路融州にかけてのルートにあたる一帯で板木を略奪、その轉賣で生計を立てていたもの⁽⁷²⁾がいた。

さて、唐末五代期 誠州の北の最高峰飛山に因み「飛山蠻」と稱された彼らが、乾寧二年（八九五）「梅山蠻」と連動して寇をなしたのが動靜の明確な初見である。開平四年（九一〇）「潞州蠻酋」潘金盛らが楚國の邊境を擾しこの地に逃入したが、この際の討伐軍が、「藤を攀り崖に緣り、飛山洞に入」って潘氏を捕らえたというように、彼らは要害の地に據り威勢を張っていた。當時の楚政權は、討伐後「蠻酋」昌師益を潞州刺史に任じ治政を行わせている。

周行逢政權下、潞州刺史が東の武陽に奔ったことから楊氏なるものが、十洞を以て徽誠二州を稱した⁽⁷⁴⁾。この十洞が具體的にどの峒を指すのか特定は出来ぬが、他蠻の呼稱には少なく誠州近隣の總轄者に付された冠稱と見られる。事實、宋初「十峒首領」と號する楊姓の首領が「族姓」に州峒を散掌させており大族として知られている。また官撰史料には稀見であるが、大族の姓として姚・龍・吳などが有り、彼らが上述の楊氏の下で諸峒を糾合していたものと思われる。

この楊氏は『宋史』の記載に依れば、多く「玃猪」⁽⁷⁷⁾「玃狔」⁽⁷⁸⁾等の名を冠して稱される。これらは陸游の記す「辰沅靖州蠻」の「玃狔」・「玃獠」・「玃獠」・「玃獠」に一致乃至類似する。また宋に來貢して溪峒都指揮使の職名を受けた辰州大峒獠獠大都頭魏進武が多數の「山獠」を率いて城砦を攻撃したとの記事からみれば、當時彼らは「山獠」と區別して認識さ

れていたことが判る。この「狢狢」については、「猓猫」に比べて尊大であり、⁽⁷⁹⁾

諸蠻、惟だ狢狢のみ頗る強く、戦鬪を習い、他時或いは能く邊患を爲せり。⁽⁸⁰⁾（陸游『老學庵筆記』卷四 辰沅靖州蠻條）
 と言われ、また「猓僚」の侵占に對し省地の土人が靖州狢狢を招き防禦に當たらせているという記載があるように彼らを邊防に利用していることが知られている。

またこの楊氏の場合、他の溪峒諸蠻と異なり、宋朝への歸順記事中に「團峒首領」「團峒」の名を冠したものがある。邵州關峽寨から誠州にかけての一帯に平水・神田・綢腸などの團名があり、これらは多く峒と並列的に記載されている。加えて『元豐九域志』卷六 荊湖路〔北路〕誠州渠陽縣條には「溪峒四百一十團……」との記述がある。以上のように、「誠徽州蠻」の場合、多數の「團」の存在が知られる。

そもそも峒（洞）とは「溪峒」という通稱で用いられることもあるように、四周を山溪に圍まれ、その中が平坦である所謂盆地である。また廣南西路西部の邕州管下廣源州の儂智高が皇祐年間に起こした大叛亂以後、この疆域を種族の集落によって區分し、「大なる者を州と爲し、小なる者を縣と爲し、又小なる者を洞と爲す」⁽⁸¹⁾（范成大『桂海虞衡志』志蠻 羈縻州洞條）とした行政機構の下位に置かれた地理區分でもあった。

これらの峒について、南宋期の靖州永平縣（崇寧二年渠陽縣を改稱）では、「本州永平縣並びに居民無く、止だ東林一團有るのみ。戸口多からず」⁽⁸²⁾と報告され、「辰・沅・靖三州蠻、大抵諸洞に散居し、相統攝すること莫し」⁽⁸³⁾と記されている。各峒の人口については、斷片的にしかわからぬものの、熙寧八年（一〇七五）歸附した二三州峒、一三州の二例の戸丁數によれば、一峒平均一一八戸・四一二丁、三〇〇戸・四九五丁という數値が得られる⁽⁸⁴⁾。また狢狢の「鳥落平」と呼ばれる地は「周數十里、皆腴田なり」⁽⁸⁵⁾と記されている。これらの表現から考えると、峒はさほど大きくない集落・その周圍の田地からなる小平地であるということになる。

この峒と先述の團とが並稱されており、楊氏らが宋に「歸明」の際に「兵械を納めて歸明せり」⁽⁸⁶⁾（『長編』卷二六七 熙寧八

年八月辛丑」などと特記されていること、「玆落」らを邊防に利用している場合のあること、などから「團」とは武装して他蠻あるいは漢人に對處した集落と言えよう。以上「誠徽州蠻」の居住狀況について概観した。

宋朝の湖南支配確立時、周邊域の溪峒蠻に對しては從來と同様に各々の峒を「溪峒州」として認知し、有力「蠻酋」による治政を許可しているが、「誠徽州蠻」の場合は、省地州縣である辰・邵州等から遠隔であるため、宋との相互の直接交渉は表面化せず、公的史料にその動向は殆ど現れない。

太平興國四年（九七九）十峒首領の楊蘊の宋への内附以後、翌年の楊通寶⁽⁸⁸⁾、淳化元年（九九〇）の楊政嚴⁽⁸⁹⁾、慶曆元年（一〇四一）の楊通漢⁽⁹⁰⁾のように「蠻酋」の入貢があつた。宋朝は彼らに對しては、誠州刺史を與え（楊通寶など）、死後は子孫の上表に従つて問題のない限り刺史號の繼承を認可している（楊政嚴から通瑄の場合など）。この刺史號には、内地の場合と異なり、進奉を許可され「州」政を施行する者という建前が付されている。慶曆頃には、知州・刺史の規定が整えられ「州」政を施行する者には「溪峒知徽州」等を與えらるゝとともに、楊通漢と子の楊光倩の場合の如く、問題の無い限りその代々繼承を認めている⁽⁹¹⁾。

「誠徽州蠻」の東鄰邵州管下にも散居する諸蠻がいることは、『宋史』等にも見える通りであるが、北宋中期から彼らに對する直接交渉が表面化している。その中で、雪峰山附近に勢力を有したと思われる舒光銀が皇祐三年（一〇五一）荊湖南路安撫司を通じ、殺賊の勞を自陳して恩賜を乞うた。彼は二年後、知中勝州とされている⁽⁹²⁾。

さらに嘉祐年間、邵州武岡縣域で楊昌透が隊長とその部兵を殺害して反亂を起こした⁽⁹³⁾。その姓から誠徽州の楊氏との近縁關係があると思われる彼が、反亂に至つた詳細は不明であるが、この亂に際し荊湖北路提點刑獄であつた潘夙が權荊湖南路轉運使に任じられ、「蠻事」即ち反亂鎮壓を含めた一切を委任された。彼は邵州通判賈師熊を派遣、兵丁を發し「蠻寨」を攻破させたが失敗し、彭仕義の亂の平定直後の郭達が急遽知澧州から知邵州（各々荊湖北・南路の兵馬鈐轄を兼務）に

移り、三千の兵を率いて楊昌透への攻撃が開始された。一旦は賊兵の追撃を受け、彼らは逆に殆ど陥没に近い状況にまで追い込まれたものの、潘夙らの救援により状況は一轉し、さらに周士隆・丁佐堯ら武臣を増派して討伐が續行された。結局、楊昌透は降伏の上、管轄の内十餘溪峒州のみの治政を許可された。⁽⁹⁴⁾

この事例に見られるように、いわゆる「蠻亂」に對しては、嘉祐年間から積極的に討伐が行われた。しかしながら、慶曆年間の桂陽蠻の亂の如く、討伐により逆に長期化する事例もあり、そのためか「蠻酋」自體の勢力の根絶は圖らず、寧ろ溫存の方向で解決策が取られている。

また、先の舒光銀の歸明の事例に見られるように、宋側は省地に鄰接する諸蠻を明らかに省地の邊防に利用しており、邵州方面からも徐々に漢人の流入があったと思われる。

2 開拓開始

前章のように「梅山峒蠻」の事例では、北宋中期から現地州縣官の漢地化要請を機に溪峒地開拓が促進されたが、「誠徽州蠻」の居住地については事態はどのように推移したのであろうか。

「梅山峒蠻」への經略が熙寧六年に終了すると、縣機構の他、近隣の當地徽州との間に前線の防禦點として武陽以下の三砦が設置された。この措置とともに、内側にあたる舊溪峒地についても課税が實施されている。嘉祐年間に反した楊昌透⁽⁹⁵⁾には、熙寧六年になって毎年課米を出させることにし、先ず三年、更に一年間の猶豫期間において起納が命じられている。

一方、熙寧五年からの「南江」經略によって沅水上流に安江（もと硤州）鎮江（もと富州）兩寨が設けられた（『長編』卷二四五 熙寧六年五月癸丑條）。これらも經略によって得られた地の境界にあることから見て、省地防禦を目的としたものである。熙寧七年には新設の沅州（同年四月設置。『長編』卷二五二）・錦州・黔江口（元豐三年に黔陽縣となる。『長編』卷三〇五）

に博易場が設けられ、「蠻」との交易が企圖されている。⁽⁹⁶⁾ このことからすれば、先の兩寨も邊地に於ける物資集散の據點として機能したものである。こうした措置により、從來以上に「誠徽州蠻」も省地民等との接觸の度合を深めることになった。

翌八年には、沅州及び邵州兩方面から經略が行われた。その結果、正月には舒光旦・楊晟堅等が招諭され、彼らは從來通り溪峒での居住を許可された。⁽⁹⁷⁾ 閏四月には沅州よりの草呼・古誠等の二三州峒が、⁽⁹⁸⁾ 八月には邵州關峽寨方面から平水等の三〇團峒が、⁽⁹⁹⁾ 一二月には沅州の南の地林錦州等一三州が、⁽¹⁰⁰⁾ それぞれ宋側に歸明した。當地への宋側による開拓の始めである。これらの州峒は、一峒あたりの戸丁數で見ると、一〇〇戸・四〇〇丁程に過ぎず、いわば部落を個別擊破したという域を出ないものである。しかし、例えば「課米を納到せるを候ちて、即ち給するに鹽を以てせよ。〔宋會要〕蕃夷五—86 同年閏四月五日條」とあるように、彼らに官職・俸給を授與するだけでなく、課米を出させた上で當地に於ける必需物資食鹽を與えている。これは開拓前線を積極的に伸張させようとするものであり、こうしてより奥地へ前線が移り始めた。

この「誠徽州蠻」地は奥地故に、宋側の立場から見れば城寨即ち防禦點を多數設ける必要があることは首肯できるが、費用増大を免れない。逆に、「蠻」側に立って見ると、城寨建置によつて宋朝による内地化が急速に進めば、田地を全て奪取され、ひいては内地への強制移住が行われるのではないかという疑念が「蠻酋」らに生じる。それは、新たな「蠻亂」の引き金にもなり得る。そこで、「蠻酋」中に威勢を奮う楊光僭なる者の利用が圖られ、このことが今後の開拓に大きな影響を及ぼすことになった。

溪峒知誠州の楊光僭や知徽州の楊光銜らの大首領は、誠徽州で多くの楊姓「酋領」が招撫を受けたのちも宋への歸服を濟ませていなかった。⁽¹⁰¹⁾ この楊光僭の影響力・威勢は、王安石ら中央宰臣にも報告されており、そこでは、對安南戦が實施されようとしている當時の状況を承知している「老賊」と稱されている。⁽¹⁰²⁾ また經略擔當の一人朱初平は、彼について「年八十餘で溪峒では推服されている」と述べている。⁽¹⁰³⁾ そこで彼らを邊地安定のために利用すべく、彼を皇城使誠州刺史致仕

とし、宋側で居宅一區を建て、さらにその要望に應じて學舎を設けた。

その一方で、邊防のため防禦點たる城寨を彼らの居處に築こうとした。⁽¹⁰⁴⁾しかし楊氏にとってこの措置は、田地奪取に對する疑念を強く抱かせるものであり、經略擔當者には慎重な姿勢が要求されよう。事實、彼らとの意思疎通を缺くこともあったためか、荊湖南路の提點刑獄（のち轉運副使）朱初平・知邵州（のち荊湖南路轉運判官兼提舉常平）⁽¹⁰⁵⁾卷二七九 熙寧九年二月甲午）趙楊らこの經略擔當側は、招安の際に楊昌普らによって使臣を殺害され、包圍されるまでに至った。これに對し直ちに「安撫」が行なわれた結果、楊光偕は正式に宋に降つたのであるが、本來なら宋側と「兩端を持した」ことにより、内地への強制移住等の處分が取られて然るべき彼らに對しては、「其の歸明地に舊に依り住坐せしむ」という措置が採られた。

これは、楊氏勢力の現状に對應した策ではあるが、「蠻酋」勢力の溫存になつた點は否めない。逆に、このことから、請給等の利を或る程度與えることで「蠻酋」の升降を引き出そうとする宋朝側の消極的姿勢を見てとれる。

當時、この經略に與かり、荊湖南路安撫使であつた謝景溫は言う。

……今若し城寨を修建し、官兵を留戍せば、必ず以て朝廷の利と爲らん。其れ土田もて州縣を増置せば、人びと遷徙の憂を懷き、勢い事迫るを疑い、必ず合して姦を爲さん。今近上の首領、既已に命を受け、俸給に利あれば、其餘の族類、自ら敢えては動かず。又已に關峽・武陽の兩寨の控扼有らば、更に別に防守を作すを須ひず。若し二・三年間恩信浹洽し、その向化の人をして轉相勸諭せしめ、然る後に城寨を經制するも亦未だ晩るると爲さず。……

（『長編』卷二八七 元豐元年春正月己未條）

つまり、州縣の増置でむやみに遷徙の心配を懷かせるよりは、今は關峽・武陽兩寨での防禦で十分で、新たな防禦點設置は不急の措置であるというのである。結局、この時點では邵州武岡縣等の境界上に鋪堡を設置し、周邊地の邊防を嚴にするにとどめる策（『長編』卷二九四 同年十一月戊戌條）が採られるのみであつた。

元豐三年（一〇八〇）二月、嘗て「梅山峒蠻」經略にも係わった章惇が參知政事に就任すると、開拓の動きは再び活潑化する。同年五月、監司である安撫使謝景溫・轉運副使朱初平・轉運判官趙楊らに、城寨建設・守禦について調査が命じられた。これは現地官知邵州關杞が溪峒誠徽等州鎮に城寨を立てて兵を屯め、守禦を行い招納を進めることを乞うたのに始まるものであった。その結果、八月にはこの案は承認された⁽¹⁰⁷⁾。また先の監司三者が、城寨建造の際、動員ついでに沅州・邵州雙方で要害の地を選び、防禦點たる堡寨を増築すべきことを乞うたため、知沅州の謝麟により沅州より上流清水の要地に托口寨、誠州（渠陽）域内に貫保寨が相繼いで設置された⁽¹⁰⁸⁾。即ち廣西と湖南の分水嶺に延びるルート沿いの防禦點が増えたのである。翌四年には、溪峒の誠州・徽州は各々省地としての誠州・蔣竹縣になり、各々荊湖北路・南路の管轄下に入ることに決定し⁽¹¹¹⁾、省地となった誠州には漢人の知州として先述の謝麟が派遣された⁽¹¹²⁾。こうして當地の内地化が實現したのであるが、當地の場合は種々の問題を孕んでいた。

3 開 拓 後

そもそも「誠徽州蠻」地に於いては、「蠻酋」勢力によって地域的安定を圖るような結果になっていた事は先述した通りである。誠州が省地扱いとなったとは言え、楊氏は依然として、現地での居住を許可されており、宋朝の開拓と言っても面としての擴がりを持つものではなかった。

省地化後、多數設置された防禦施設の維持及び兵丁の留戍のためには、歸明の「土丁」を用いることも含めて、それらを支える財政的保障が必要である。そのためにどのような對策が講じられたのか。

まず第一に、鑛産資源について。當地は、第一節で言及したように朱砂水銀の産地として著名であり、沅州（晃州）を上品とする產品は諸種の本草書や『嶺外代答』⁽¹¹³⁾に記載されている。また『溪蠻叢笑』辰砂條に「玃猪、火を以て攻取す」とあるように楊氏ら「玃猪」の交易品となっており、誠（靖）州には後に精鍊所（爐院）が設けられている⁽¹¹⁴⁾。沅州の麝金に

ついても召募による淘采が行われ、人戸の流入要因となった。ただこれらは「山澤之利」として内庫に歸するのが原則であり、その詳細は不明である。

次に、博易について。既述のように熙寧七年の沅州・錦州寨・黔江寨を始めとして、潭州安化縣など經略によって得られた當地の周邊には、博易場が設けられている⁽¹¹⁵⁾。そもそも博易とは法定貨幣以外の物品同士のいわゆる物々交易を行うことであるが、當地ではいかなる物品が見うけられたのであろうか。辰・沅州とともに誠州（靖州）は、荊湖北路の諸州から錢・絹の轉送を受けている状況であり⁽¹¹⁶⁾、南宋期のことであるが靖州においては「徭人」の米を鹽と、米一石＝錢一貫＝鹽四斤というレートで交換している⁽¹¹⁷⁾。また先述のように熙寧八年、誠州の歸明諸峒に對して下級武階の班行への補授が行われた際には、課米納入が命じられ、宋側から食鹽支給の措置が採られている。また、第一節に挙げたように杉材等の産出地であることも併せてみると、博易場でも米・木材等の取引が行われたと考えられよう。一方賣買の實態に關して言えば、「徭人」と當地に來る客商の直接交易の際に、物價が均平にならず、いわば略奪的賣買が行われることは日常茶飯事である。さらにそれを機に「邊患」が生じる可能性は十分あり、未然防止の意圖から官側の監督下、博易場に於ける管理交易がとられたのであろう。

勿論歸明「蠻徭」の官俸もかなりあることから、こうした財源確保策は十分ではなかったとみえ、沅州とともに誠州ではしばしば公使錢の支賜を中央に乞うている⁽¹¹⁸⁾。

さて、楊氏ら「蠻酋」にとって、少なくとも既に官職俸給を受け従來通りの居住を許可されている限り、省地化後の事態は容認出来ることであつたと見え、彼らによる「蠻亂」は暫く見られなくなる。

宋朝は、新設の城寨の地で官田を賣り、百姓の開田を許可し、耕牛・耕具・種糧の不足者への貸與を行った⁽¹¹⁹⁾。中でも、耕牛の導入は當地に於ける定畑化さらには水田化を一層推進したと考えられる。後に「徽誠州蠻、多く田を典賣し外來戸

に與ふ」という狀況が生じた際、こうした場合は典賣價格による税納を命じており、外來者の増加も一層進んだと見られる。⁽¹²⁴⁾

こうした中で宋朝は、誠州州治を渠陽縣から渠水に面した北の貫保寨（のち貫保縣）に徙し、戸口を併せている。⁽¹²⁵⁾これは、戸口集住により邊防を容易にし、「蠻人」との無用の衝突を避けようとするための措置である。この結果、多星・銅鼓等近鄰の團峒から誠州州城に至り交易する者も見られるようになった。⁽¹²⁶⁾

これらの團峒が渠水上流域に位置するものであったことから、これを機に南方廣南西路・荆湖南北路の三路交界地を制すべきとの議論が起こった。

この提案は荆湖北路轉運司によりなされたが、それに依れば、

誠州 潭溪等の溪峒を開修し、廣西都懷寨に直抵す。若し、此路を通じ、融州に中徹せば、實に三路溪峒の喉衿を扼すべし。望らくは廣西に下して、協力經營せしめられんことを。
〔長編〕卷三三四 元豐六年夏四月丁未條

とあり、五嶺山系西方に位置する誠州南部と距離的に近い廣西路とのルートを確保し、これを押さえることで三路交界地を制しようというのである。またこれによって、新たな財政的補填も可能になることが考えられた。偶々廣南西路經略使が、大雪による飢饉を機に起こった宜州での蠻亂（元豐五、六年）鎮壓に當たった熊本で、熙寧年間四川の「夷賊」經略擔當者であった。このことも幸いし、樞密院を介して趙揚・熊本の他、現地官の知誠州周士隆（謝麟の後任）・知融州錢師孟らと調整の上、雙方からの使者が派遣され「招諭」が開始された〔長編〕卷三三四 同年四月戊申條、丁巳條。

この結果、元豐六年の四月から一二月にかけての工作により、托口寨の西南潭溪峒の楊晟想らの他楊晟嚮なる大首領が歸明した。⁽¹²⁷⁾ 彼らの協力のもと、翌年三月には、この廣西―湖北ルートが開かれた模様で、沿道には驛遞も設けられた。⁽¹²⁸⁾

そもそも先述の如く當地で邊防にかかる費用は内地に比べ相對的に多く、土丁のみならず歸明人まで用いているため、彼らへの給錢用にも公使錢が用いられている。そこで新路の開通により、様々な財源補充策が行われることになった。こ

れを利用した湖北の土産良馬の收買も提案されているが、注目されるのは、廣西鹽の流通が企圖されたことである。⁽¹³⁰⁾

當時、荊湖北路では本來流通すべき淮南鹽が不十分であつたことに鑑み、⁽¹³¹⁾

誠州より融州融江口に至るまで十一程、廣西鹽を通ずるべし。乞うらくは錢を誠州に入れ鈔を³買り、融江口にて鹽を支すに息一分を増すを許されんことを。湖北歲ごとの誠州に餽するの費を省く可けん。……。

〔長編〕卷三四五 元豐七年五月己酉條の孫覺の上言

という建言による、湖北側で入錢させて鹽鈔を支給、息錢一割を取った上で、廣南側の融江口でそれと交換に鹽を支給するというものであつた。こうした措置からは、宋朝の財源確保に汲々とする姿勢を見てとることができる。

しかしながら、これら開拓時の財源確保策も兵糧運輸の問題を根本的に解決することはできなかったようである。元豐八年三月の神宗の崩御と政界の激變により、渠水西方の胡耳西路一帯の溪峒に對しての新たな「招納」には許可が下されなかつた。⁽¹³²⁾ これは一面では、いわゆる神宗期の施策に對する否定によるものと言えよう。しかし財源的にこうした「招納」に限界があることも事實で、後述の如く開拓が面的な擴がりを見せていなかったことを露呈している。

さらに、哲宗初の政變後、元祐二年（一〇八七）三月の左司諫王巖叟の面奏に見えるように、誠・沅等州の州縣修建も「虛名を貪り、實弊を受く」ものであるという意見が主流を占めると、誠州は七月に渠陽軍に、翌年十月には寨に降格された。⁽¹³³⁾ 宋側のこうした退潮を見て、從來「團峒」に依つて勢力を保持していた楊氏周邊の諸蠻は、邊戸に對して侵掠を行うに至り、⁽¹³⁴⁾ 彼らに對しての討伐も效なく、却つて南の「融州蠻」の寇掠をも引き起こすことになった。⁽¹³⁵⁾ 朝廷に於ける州縣城寨廢止・武力統制放棄の議論はこれにより更に強まり、遂に屯兵の引き上げ、廣西―湖北間の道路・堡寨の放棄、⁽¹³⁶⁾ 更に⁽¹³⁷⁾ は城壁の破壊が實施された。これは、「蠻亂」に際して據點として利用されぬように意圖したものであつたが、「溪峒地」に打ち込まれた契がこれによって失われたことは否めない。

結局これらの寇掠に對しては、擴大阻止の觀點から潜伏屯結する者については討捕し、既に歸明している團峒蠻人につ

いては告諭して動搖させぬように命じている。⁽¹³⁹⁾ その結果、元祐四年六月には「蠻事」は靜まり、緊要の溪峒に兵員・弩手を留めて控扼させ、假に寨を設けて兵力を分屯させる措置がとられた。⁽¹⁴⁰⁾

先述のように酋領の勢力を利用するため、その居住を認可していた徽・誠兩州にあっては、「城池の外、即ち吾が土に非ず、道路由る所、並びに夷界に係る。」⁽¹⁴¹⁾といわれたように、内地化された際にも宋朝の直接統治能力は弱かった。そこで「蠻酋」を再び溪峒州の知州として用いることになったのである。元祐六年楊昌達・昌壽が知誠州・同知誠州に任命され、併せてこの時に知州・同知州の承襲についても規定された。彼らは、以前に歸明し誠州に居住していたが、子孫の襲封を認可されている。楊氏は、先の開拓後も「兵民屯聚し、商賈出入し、金錢鹽幣貿易絶えず、夷人此れに由り富を致す。」⁽¹⁴²⁾と言われた誠州で多くの田土を所有していたが、この措置により楊氏の土地所有傾向は更に助長されたであろう。

また、當地での楊族一姓に對する官職補任は、彼らの威望を用いるためのものであり、他の姚・石・龍等姓の大族はこれからは除外されていた。この族間格差が争訴を引き起こすとする報告もあわせ考えれば、楊姓「酋領」に傾斜した宋朝の對應が、當地の統御策として一貫していたことが窺える。

元祐七年以後、宋朝は楊氏の統治を認めつつ、溪峒内での警殺については防備のみ、他蠻・化外民による「蠻寇」に對しては鄰接する團峒を兵力として用いる邊防策を採用した。⁽¹⁴³⁾ この結果崇寧元年（一一〇二）、この地域一帯の安定を見、楊氏自ら州縣再置を請願するに至った。それを受け翌年、誠州・徽州は靖州・邵州蒔竹縣と改められている。⁽¹⁴⁴⁾

この時期以後の状況については餘り詳細が判明しないが、蔡京政權下で提舉荆湖南路常平となった董必は靖州に折博務を置いて交易を行わせるとともに、南方の通道等の砦を修築させた。⁽¹⁴⁵⁾ 一方廣西の融州や宜州に於いて經略が進められ、「蠻酋」の納土・州縣城寨の設置が行われると、元豐年間經略の試みのあった胡耳西道（路）の楊秀滿らの歸附を機に、再度廣西へのルート開拓が指向された。徽宗皇后の外戚であった王子武は、湖北から廣西に至るに際し、湖南（潭州）を経て直達するこのルートの開拓を主張している。⁽¹⁴⁶⁾ その後、

政和六年（一一二六）一月に張察により胡耳西道での招納があった（『皇宋十朝綱要』卷二七）ことが知られるので、開通への努力は行われたのであろう。

ところが、政和五年七月から翌々年六月にかけての明堂建設に際し、建材調達が辰・沅・靖州で行われるようになる（¹⁵⁰）と、「蠻民」との衝突が増加した。例えば北の沅州を中心にした晏州夷卜漏らの叛亂である。このため當地の民力に餘裕のないことが明白となり、進築は罷められ、新ルートの修築は一旦停止した。宣和四年（一一二二）靖州で楊晟寔が亂を起こした際に彈壓のため荊湖北路を荊南・鼎澧の兩軍事路に分割した理由にも上げられるように、靖州の地理からくる兵糧輸送の問題を根本的に解決することは出来なかった。ただ、南宋の淳熙八年（一一八一）屯戍用の錢糧を廣西から靖州に送るべく詔が出された際の趙雄らの上奏によれば、靖州設置後、桂州の廣西轉運司から靖州への錢糧支給が行われていた（¹⁵³）と言うから、兩宋交替期に細々とながらこのルートが残されていたと思われる。詳細については後考を期したい。

三 開拓地に於ける醇良化

邊境地や行政區分上の交界地でもしばしば問題となるように、犯罪逃亡者の流入は、宋朝にとってもなおざりに出来ぬ現象であった。國都からの距離二千から三千五百里の荊湖路（『元豐九域志』卷九）の場合、南路の道・永・彬・全・邵州、北路の辰州に配流される重罪犯は、かなりの數に上り、彼らは鄰州・本州の廂軍牢城・本城軍に配されることも多かった（¹⁵⁴）。彼らの中には配地までの護送中に逃亡する場合が後を絶たず、當地では「溪峒地」に亡命する者が見られた（¹⁵⁵）。その他、役法等に伴う負擔増を避ける逃亡者もあった（¹⁵⁶）。

彼らの中には「蠻酋」管下で田地耕作に従事する者もあり、「蠻酋」の所謂門客などブレン（¹⁵⁷）として用いられる者もいた。このような状況では、開拓策の進行時、宋に歸明しようとする「蠻酋」が彼ら亡命者に阻まれることもある。開拓の妨げになりかねないこうした事態を避け、併せて彼らを嚮導役として用い、速やかに經略を進行させるためもあり、嘉祐

期以後の経略では、溪峒への亡命者が復歸すれば三年の丁税蠲免とする規定⁽¹⁵⁸⁾が見え、また彼らの前罪を全て釋す特例措置も採られている。

こうした配慮もしつつ開拓を進行させた宋朝にとって、治安面で問題のある當地で「蠻酋」を含めた彼らを如何に醇良化するかは、重要關心事であった。この點に關して本稿で扱った兩蠻地で注目される施策に觸れる。

當地でも見られる「殺人祭鬼」⁽¹⁵⁹⁾と稱される夷風については、宋朝は蠻俗は蠻俗として多くのばあい不問に付していることは既に論じられている通りであるが、その一方で、佛教が利用されていることが注目される。それは、「蠻人、多く南法を行い、符籙を畏る」(『東軒筆錄』卷七)といわれたような風土と無關係ではあるまい。そもそも宋代にあっても僧侶は王朝の管理統制下におかれており、淳化二年(九九一)の「溪峒地」への舉人・攝官の進入の禁止令に僧道も對象になっていることに見られるように、歸明人と共にその動靜には制限が加えられている。この禁令は、「蠻酋」との接觸を機に生じる騷擾の未然防止の爲に出されたものであるが、そのこと自體が既に彼らの進出が多かったことを示している。「梅山峒蠻」の事例に見た如く、開拓以前に「蠻酋」が、彼らと交渉を持ったことは十分考えられる。近隣の南江富州の場合であるが、景德元年(一〇〇四)「蠻酋」向通漢が佛事を營み、朝廷の恩恵に謝意を表すべく潭州に使者を派遣⁽¹⁶²⁾している。また、天禧四年(一〇二二)閏二月向光普が、鼎州梁山觀音院に參詣し眞宗の長壽を祝っており、彼の場合は後に寺院建立を行い報國なる寺額を賜っている。⁽¹⁶¹⁾同様に「誠徽州蠻」の事例では、

荊湖路相度公事所言えらく、邵州蒔竹縣の歸明の侍禁楊昌嚮、上里堡に於いて一佛寺を建て、名額を賜り及び度僧を許されんことを乞う。と。詔して賜いて感化寺と爲し、二年ごとに僧一人を度せしむ。

とあるように、楊昌嚮が佛寺を建立し、感化の名額を賜り僧の得度を許されている。『長編』卷三四五 元豐七年夏四月丙戌條)

宋朝はこれら「蠻酋」の宋側への接近姿勢を巧みに利用し、彼らの行爲を評價するとともに僧侶を派遣している。とりわけ彼らの發意による寺院建立は、その子弟も含めた漢化をより進めることになったであろう。

先述の誠徽州開拓後の誠・融兩州間の新路建設時、この新開路の要便地には寺院が建立されている。湖北誠州側の大步山・古融城に置かれた靜化・懷化の兩寺がそれで、年間に僧二名の得度が認められている。⁽¹⁶⁵⁾廣西側では融口―石門溪峒の新路の側に寺院が創建され、ここでも僧一名の得度が許可⁽¹⁶⁶⁾されている。この當時知辰州であった吳天常は、

公……言えらく、誠州より融州に抵る道新たに通ず。請うらくは三十里毎に一佛寺を建て、僧の蠻情を知れる者を選びて之に居らしめんことを。諸蠻 佛を信ずれば、平時蠻に入らしめて之と習熟せしめ、警有らば用ふるに以て間諜とすべく、而して佛舎は因りて以て糧を儲うべし。その邊を利すること甚だ大ならん。と。朝廷 之を許す。

(張耒『柯山集』卷五〇 吳天常墓誌銘)

のように、佛寺の建立並びに蠻情をよく知る者を住持とする策を上言し、許可されている。三〇里ごとの全ての寺院が建立されたかについては、財源確保に汲々とする宋朝の姿勢からみても建造費用の問題から疑問もあるが、これらの内の建造されたものが上述の靜化・懷化兩寺であろう。前章に言及したように新路には驛遞が設けられており、この三〇里という設置間隔は驛舎への轉用をも豫想させるものである。また住持たる僧に關しても、北宋朝、遼に對して五台山參詣の僧が諜報目的で來訪することを嚴戒しており、⁽¹⁶⁸⁾この吳天常の言のように逆に僧を間諜として利用することもおこなわれたのである。この寺院設置は多くの意圖を有した措置であった。

ところで、開拓進行時に出賣された度僧牒は既に明らかにされているように高額であり、この新路佛寺の建設の時期一道あたり錢一三〇千と規定⁽¹⁶⁹⁾されている。また南宋中期のことであるが、周去非が廣西のこととして「寺觀有れども、僧道無し」(『嶺外代答』卷三)と述べている。前章の如く、財源に關連して様々な措置を採ったことと併せ考えれば、この寺院建設は、軍糧等經費の補充など、財政的側面を併せ持った策であると言える。

僧、寺の利用は、開拓策に於ける文教策とも言うべきものであるが、内地化に伴い州縣學等が設置されている。⁽¹⁷⁰⁾ これも同様な意圖を持つものと言えよう。

第一章で述べた如く、「梅山峒蠻」の場合には新化縣學が設けられ、維持のための財政的措置も實施されている。この縣學は「蠻酋」らの教化のみを目的としたものではないにしても、「舊俗を一變して、皆禮儀の民と爲」すとあるように、漢民族の少ない當地の狀況から對象は彼らを中心とするものであったと考えられる。

「誠徽州蠻」の場合では、「蠻酋」楊光僭及びその子日儼の請願によって、子孫教化のために漢人がその學舎に遣された。派遣されたのは邵州教授の任にあった朴成で、徽誠等州教授としてであった。學舎は、楊光僭の爲に建造された居宅の傍らに設置されている。⁽¹⁷¹⁾ 彼らの請願という扱いではあるが、彼が既述のように「溪峒素より推服する所」であったことを考えれば、この教化は「子弟を教誨し、義理を習知せしめ」と史料上に記載する如く、溪峒知州として當地の統制を長く行ってきた楊姓の「酋領」の威を借りて子弟の教化を行うことを主眼としたものであり、さらに他の溪峒授官人の歸附をも意圖したのではないか。楊姓「蠻酋」に傾斜した宋朝の對應がここにも見えているのである。

なお、南宋後期寶慶元年（一二二五）左遷され靖州に在った魏了翁は、靖州教授廳の壁記にて、朴成を教授に任じたことを記しているが、これに依れば、その後大觀二年（一一〇八）靖州の北に學舎を改建して學田・書籍を賜って靖州州學の基礎とした⁽¹⁷²⁾というから、後の地域醇良化にも貢獻することがあったと思われる。

さらに、新附の民即ち新民を對象にした施設も知られる。これは崇寧初の宜州・融州蠻に對する經略後のことであるが、設置の州縣に新民教授が經略安撫司の舉辟により招かれてゐる。その創置年代は確定出来ないが、大觀三年二月に提舉學事司が、命官・貢士・攝官を奏辟して新民教授に充てるようにすることを規定しており、それ以前と考えられる。政和四年（一一一四）にはこうした新民子弟の教學を推進させようとする措置⁽¹⁷³⁾がとられている。靖州については、北宋時期

に關しては不明であるが、南宋紹興一四年（一一四四）二月に、靖州新民學が、「舊に依り」設置され、溪峒歸明子弟が教えられたという。ここでは學生の定額を三〇人とし、出賣されていた田土が維持費用として支給されており、州學に附屬している⁽¹⁷⁵⁾。省地民の増加に伴って、從來の州學の機能が分化したのである。のちの武岡軍綏寧縣すなわち蒔竹縣でも、隆興元年（一一六三）に「溪洞の生員」を訓誘するべく新民教授が置かれて⁽¹⁷⁷⁾いるが、この時の武岡軍からの申狀によると、崇寧・政和の頃に詹木・李申、紹興末年（一一六二）から武岡軍進士の徐時邁、その後福建建寧府進士の李大年が教導の爲に派遣されていることから、繼續的措置であったことが窺える。最後の李大年派遣については、先の朴成の場合と同様、權綏寧縣管界都巡檢充七洞都首領即ち「溪峒酋領」である楊成らの求めに應じたものであり、このことから、新民學・新民教授らが「溪峒民」特に「蠻酋」子弟を教化する役割を擔ったことがわかる。

その新民學での教授内容であるが、大觀年間の黔南路の新民學で學生を三等に分ち、「孝經』『論語』『孟子』及一經・『孝經』『論語』『孟子』・『孝經』『論語』或『孟子』のコースに屬させて、その可否に應じて帛・紙筆硯墨の費用を與えていることからすれば、恐らく當地でも同様に初學向けに『孝經』『論語』『孟子』を講じたのであろう。

これらの措置の結果、州縣設置から數年も経ると、「蠻酋」には「椎結の俗を去りて冠巾を飾り（汪藻『浮溪集』卷一九靖州營造記）」という變化も見られるようになった。しかしながら、「蠻民」は習俗上も溪峒と殆ど變わりなく、南宋期になっても依然、「凡そ、仇殺は微隙と雖ども必ず發し、昔讐と雖ども必ず報い、父子兄弟の親も避けざるなり。子弟の士人と爲る者學に隸し、仇殺あらば則ち歸り、罷まば則ち復た来る。（洪邁『容齋四筆』卷一六渠陽蠻俗條）」と稱される状態であった。このことから州縣・道路の點と線を把握するが如き狀況の當地においては、威勢を持つ彼ら「蠻酋」及びその子弟を中心に教化利用して、「蠻亂」の未然防止ひいては開拓地の醇良化を進めようとした宋朝の姿勢は無理からぬものと言えよう。

結びにかえて

本稿では、「漢蠻雜居地」を抱えた荊湖路の二事例を通観して、宋朝の開拓策のありようを見てきた。漢民族集住地である潭州・邵州近縁域の「梅山峒蠻」地に於いては、宋初までの「蠻寇」討伐後禁地策を採り、周邊域からの漢民族の進入を抑止したが、境界域への流入を完全に押し止めることは出来なかった。そもそも強固な「蠻酋」勢力を早くに失っていた當地では、結局嘉祐年間以後の現地官を中心とする漢地化への指向が、熙寧年間に取り上げられることとなり開拓経略の實施・内地化の完了をみた。一方、上流域の平坦地團峒に居住した「誠徽州蠻」に對しては、「梅山峒蠻」経略後前線を伸展させ開拓が推進された。しかしこれは個別擊破的であり、元豐期では「蠻酋」楊氏の勢力を溫存する姿勢が示された。地理的條件からくる財源問題は宋側のこの傾向を一層助長し、楊氏の現地居住を認めることになった。省地化された當地の醇良化も佛寺建立・學校機關設置で圖られたが、専ら楊氏子弟を馴化し、その上で彼らによる影響力を利用して行われた點が注目される。

當地ではのちの元代にも楊氏勢力が威勢を奮うことが指摘されているが、それとの連關を視野にいて、今後の地域醇良化の狀況を考察する必要もあろう。また特定勢力の狀況を踏まえて彼らとの共存を圖りながらの開拓推進、もしくは地域安定を企圖したということは、西邊のチベット系諸少數民族や、麟府路の折氏の場合などと共通する點でもある。こうした地域を喪失した南宋期に於いて、開拓が如何に進展するのか、人戸の流入がどのように推移するのか、中央政府の關心の度合とともに今後検討されなければなるまい。

註

史料略稱：李燾『續資治通鑑長編』→『長編』、徐松輯『宋會要輯稿』→『宋會要』

(1) 『宋史』卷四九三 蠻夷一 西南溪峒諸蠻に見られるように、漠然と非漢民族を指して用いられることもあるが、「夷」

と區別されつつある點は、宋人の認識の狀況を窺うことのできるものとして注目される。

- (2) 伊藤宏明「唐代における莫徭について—中國南部少數民族に關する研究ノート—」『名古屋大學文學部研究論集 92 史學 31』一九八五 参照。

- (3) この地の非漢少數諸民族の概要については、岡田宏二「宋代華南における非漢民族の諸相—洞庭湖以南を中心として—」『東洋研究』55 號 一九七九(のち『中國華南民族社會史研究』(以下岡田前掲書と略稱)汲古書院 一九九三に所收)参照。

- (4) 『ヤオ族の歴史と文化—華南・東南アジア山地民族の社會人類學的研究—』弘文堂 一九八一。

- (5) 『東・南アジア農耕論—焼畑と稻作』弘文堂 一九八九。

- (6) 河原正博「蠻酋の内徙について—宋代南蠻漢化過程の研究(一)—」『法政史學』七號(一九五五)のち『漢民族華南發展史研究』(以下河原前掲書と略稱)吉川弘文館 一九八四に所收)。

- (7) 「宋代の羈縻州洞における「計口給田」について—少數民族統治の一構造—」一九六九(河原前掲書所收)。

- (8) 「宋代四川夔州路の民族問題と土地所有問題」(上・下)『史林』五〇卷六號・五一卷一號 一九六七、六八(のち『唐宋變革の地域的研究』同朋舎出版 一九九〇に改訂所收)ならびに「瀘州江安縣生南耆」『劉子健博士頌壽紀念宋史研究論集』同刊行會編 同朋舎出版 一九八九 所收。

- (9) Richard Von Glahn, *The Country of Strams and*

Grottoes: expansion, settlement, and the civilizing of the Sichuan Frontier in Song Times, Harvard University Press, 1987.

- (10) 「唐宋時代における華南少數民族の動向—左・右江流域を中心に—」『史學雜誌』92 編 3 號 一九八三。

- (11) 「宋代・溪峒蠻の社會とその變質について」『上智史學』16 號 一九七一、「宋代・溪峒蠻の種族系譜について」『東南アジア—歴史と文化—』3 號 一九七三(ともに岡田前掲書第三編第三章に所收)。

- (12) 河原正博「『省地』『省民』の意味について」『和田博士古稀記念東洋史論叢』一九六一。

- (13) 楚國については、岡田宏二「五代楚王國の建國過程」(『大東文化大學紀要 19 號(人文科學)』一九八一)、「五代楚王國の性格」(『中嶋敏先生古稀記念論集』下卷 汲古書院 一九八一)ともに岡田前掲書の第三編第一章に收む)、及び伊藤宏明「五代楚政權の性格」(『名古屋大學文學部研究論集 80 (史學 27)』一九八二)参照。

- (14) 『資治通鑑』卷二六〇 唐紀七六 昭宗乾寧二年十一月條。

- (15) 同書卷二七〇 後梁紀五 均王貞明四年八月條。

- (16) 同書卷二八九 後漢紀四 隱帝乾祐三年(九五〇)六月條。

- (17) 『長編』卷一六 開寶八年五月乙酉條。

- (18) 『長編』卷一八 太平興國二年閏七月甲寅條。「梅山峒蠻左甲首領苞漢陽、右甲首領漢陵等、率衆劫掠商人。上屢遣使

招諭、寇暴訖不止。乃命客省使翟守素發潭州兵往擊之。『宋史』卷四九四 蠻夷二 梅山峒は漢陵を頓漢凌とするが、今前者に依る。

(19) 前註並びに同書同卷 太平興國二年八月癸亥條。所引の詔の全文は、『宋大詔令集』卷二二七 政事七〇 招諭「賜潭邵等界梅山洞左甲首領苞漢陽等招諭詔」に見ゆ。

(20) 日野開三郎「楚の馬殷の通貨政策と五代時代の金融業者」(上・下)、『日野開三郎東洋史學論集 第五卷』三一書房 一九八二 所收。

(21) 前々註「長編」に「先是、潭・邵等州大吏富人、多與漢陽交通、既而得其書訊數百封、[翟]守素盡焚之、反側以安。」とある。

(22) 州縣の正式な胥吏と鄉書手(鄉司)に關しては、長谷川誠夫「南宋の胥吏と職役―鄉書手を中心として―」『千葉工業大學研究報告』人文篇21號 一九八四、梅原郁「宋代の鄉司―その位置づけをめぐる―」『劉子健博士頌壽紀念宋史研究論集』參照。

(23) 下溪州を中心とする「北江蠻」では都督主を兼ねる下溪州刺史が、一九州を誓下州として群酋を率いていた。至和二年(一〇五五)、彭仕義とその子彭師質・孫師黨との間に生じた内亂の際、仕義は「殺誓下十三州、將軍其符節、并有其地、貢奉賜與悉專之、自號如意大王、補置官屬、謀爲亂。」したという。『長編』卷一七八 至和二年春正月戊辰條並びに同書卷一八六 嘉祐二年九月乙亥條參照。

一般に宋朝は彼ら「蠻酋」の貢獻に對し「歲有常賜、蠻人

以爲利、有罪即絕之。」(『長編』卷一七〇 皇祐三年春正月戊寅條)のように措置をとっている。詳細は註(6)河原論文參照。

(24) ここで言う禁地については、西北邊でも多く邊防・開發と係わる問題であるため當時でも議論の對象となっている。その一端は佐伯富「宋代雄州における緩衝地兩輪地について」(『中國史研究 第一』同朋舍 一九六九 所收)參照。

(25) 例えば、陝西綏德城の場合ではあるが、『長編』卷二四四 熙寧九年夏四月戊申條など。また四川の場合について、『宋會要』兵29—41 邊防 淳熙七年二月七日條。なお註(8)所揭佐竹一九六八 論文參照。

(26) 『宋史』卷三二四 李九則傳に「湖湘多山田可以藝粟、而民惰不耕、乃下令月所給馬芻、皆輸本色、由是山田悉墾。」とある。なおこの部分『長編』卷四七では彼が知潭州に任じられた咸平三年夏四月己未に繋ける。後の例ではあるが、『宋會要』食貨七—20 水利上(熙寧三年)二月二十六日條の潭州湘陰縣進士李度の補任記事に「嘉祐中、率人修築兩鄉塘堤、灌漑民田、常賜粟帛、復徭役」との監司の報告を示す。洞庭湖南邊での土地開發の一端を示すものであろう。

(27) 王象之『輿地紀勝』卷五九 荊湖南路 寶慶府(邵州)詩條所引 章子厚(惇)「開梅山詩」に「人家迢遞見板屋、火耕礪碓名畬田、穿堂之鼓堂壁穿、兩頭擊鼓歌聲傳、長藤釣酒醅而飲、何物爽口鹽爲先。」とある。

(28) この點については、佐々木高明『稻作以前』(NHKブックス一四七 日本放送出版協會 一九七二)、註(5)前掲書

参照。

- (29) 曾公亮等撰『武經總要』前集二〇 邊防 荊湖南路 潭州

條。七星寨については「控梅山洞口、太平與國中置、以制蠻僚。」とある。嘉靖『長沙府志』卷五 名勝紀 安化五寨條には梅子口・七星・首溪・白沙渡・嬉浮の寨名が見え、「宋太宗討平之〔梅山蠻〕、因立五寨、以防禦焉。」とある。

- (30) 『長編』卷一八四 嘉祐元年十一月庚寅條。「錄潭州進士

楊謂爲郊社齋郎。先是、蠻獠寇邊。史館檢討張弼責監潭州稅、及天章閣待制劉元瑜知潭州、弼遂以說于元瑜、使謂入梅山招諭、其酋長四百餘人、皆出聽命。因厚犒之、籍以爲民、凡千一百戶、故朝廷特錄謂功。通梅山、蓋自此始。」なお『宋史』卷三〇四 劉元瑜傳では千二百戸に作る。彼は至和元年(一〇五四)四月からこの任にあった。

- (31) 『長編』卷二三八 熙寧五年九月丁卯條。「嘉祐末、鼎州

人張頡知益陽縣、收捕其桀黠者付三等、遂經營開拓。」「宋史」卷四九四では付三を符三とする。今後者に依る。後代に扶氏と稱する大族がこの地に居住するが、これとの關係は不明。

- (32) 『宋史』卷三三一 張頡傳「知益陽縣、縣接梅山溪峒、多

蠻獠出沒。頡按禁地約束、召徭人耕墾、上其事、不報。」

- (33) 前々註續き「安撫使吳中復以聞、其議中格。」なおこの吳

中復は治平元年二月まで潭州に在任。

- (34) 『長編』卷二四三 熙寧六年三月庚午條並びに同書卷二五

八 熙寧七年十一月戊戌條。

- (35) 『長編』卷三四五 元豐七年夏四月甲申條など。

- (36) 劉摯『忠肅集』卷一二 直龍圖閣蔡君墓誌銘「潭邵間所謂

上下梅山、其地千里、馬氏以來、獠人據之、號莫獠。國朝有厲禁、制其耕墾出入。然歲久公然冒法、又稍招萃流浪。」

- (37) 註(33)所引『長編』續き「及戶部判官范子奇權荊湖南路轉

運副使、復奏、蠻恃險爲邊患、宜臣屬而郡縣之。」

- (38) 前註續き「〔范〕子奇尋召還、又述前議。〕彼の荊湖南路轉

運副使在任は熙寧三年九月〜翌年八月(同書卷二二五、二二六)。

- (39) 『長編』卷二三六 熙寧五年閏七月庚戌條。この時期の蔡

訪使については、熊本崇「熙寧年間の蔡訪使―王安石新法の推進者たち―」(『集刊東洋學』58號 一九八八) 参照。

- (40) 蔡燁は熙寧四年六月荊湖南路轉運判官兼提舉常平に(『長

編』卷二二四 同月乙丑條)、五年八月轉運副使になつてゐる(同書卷二二七 同月辛丑條)。

- (41) 荊湖南路南部の桂陽監を中心とした廣南(東)路にも跨が

る地で慶曆三〜七年末にかけて起こった反亂。かなりの兵員を費やした例として知られる。彭百川『太平治蹟統類』卷九 仁宗 平桂陽監賊 參照。關係史料は何竹淇編『兩宋農民戰爭史料彙編』上編 第一分冊第四卷(中華書局 一九七六)に集む。

- (42) 註(36)所引蔡君墓誌銘續き「君曰、省地養此、後日爲大

患、今變獠爲漢無難也。開其酋以禍福、使爲士民、口授其田、略爲貸助、使業其生、建邑置吏、使知有政如此而已。于是、面敷其說及區畫之序。上嘉納其策。」

- (43) 『長編』卷二二七 熙寧五年八月壬午條。

(44) 『長編』卷二三八 熙寧五年九月丁卯條。「上批、章惇可先往辰州、候所經制有敘、乃往潭州。又批、梅山事可專委蔡燁經制、必能了當。」

(45) 前註所引の上批の直前に「燁初奏稱梅山事不可倉卒急成。」とある。

(46) 前々註所引文のあとに『長編』は神宗と宰臣（王安石・馮京ら）のやりとりを繋げるが、その中の安石の言に「今梅山事、須乘機了當、若遷延、即生發猾要利之計。兼梅山事未了、便要了辰州事不得、梅山不難了。既了梅山、然後致辰州、即先聲足以振動兩江、兩江亦易了也。」とある。

(47) 前註のやりとりの結果、出された詔。「詔比差章惇經制梅山蠻事、今令知潭州潘夙・荊湖南路轉運副使蔡燁、與惇協力處議、毋致誤失。」

(48) 厲鶚輯撰『宋詩紀事』卷二三。

(49) 『宋史』卷三四八 毛漸傳「第進士、知寧鄉縣。熙寧經理五溪、漸條利害以上察訪使、使者諉以區畫、遂建新化・安化二縣。漸用是得著作佐郎知安化縣。」

(50) 魏泰『東軒筆錄』卷六「王荊公當國、郭祥正知邵州武岡縣、實封附遞奏書、乞以天下之計專聽王安石處畫、凡議論有異於安石者、雖大吏亦當屏黜。表辭亦甚辯暢、上覽而異之。一日問荊公曰、卿識郭祥正否、其才似可用。荊公曰、臣頃在江東嘗識之、其爲人才近縱橫、言近捭闔、而薄於行、不知何人引薦、而聖聰聞知也。上出其章以示荊公、荊公恥爲小人所薦、因極口陳其不可用而止。是時祥正方從章惇辟、以軍功遷殿中丞、及聞荊公上前之言、遂以本官致仕。」、『長編』卷二

四四 熙寧六年夏四月壬辰條。「權邵州防禦判官郭祥正爲太子中舍、與江東路家便差遣。章惇言祥正均給梅山田及根括增稅有勞也。」

(51) 『長編』卷二四五 熙寧六年五月癸亥條による。

(52) 『宋史』卷三三三 潘夙傳「交人敗於占城、僞表稱賀以爲大捷、神宗詔之曰……。夙遂上書陳交趾可取狀、且將發兵。未報、而徙河北轉運使……。章惇察訪荊湖、討南北江蠻、徭陳夙憂邊狀、以知潭州。」

(53) 榎一雄「王韶の熙河經略に就いて」『蒙古學報』第一卷 一九四〇（『著作集』第七卷 汲古書院 一九九四 所收）參照。

(54) 『宋史』卷四九四 蠻夷二 梅山峒「〔章〕惇遣執中知全州、將行、而大田三峯蠻犯境。又飛山之蠻近在全州之西、執中至全州、大田諸蠻納款。」

(55) 光緒『湖南通志』卷八二 武備五 苗防二所引 毛漸「開梅山頌并序」

(56) 嘉慶『湖南通志』卷末四 叢談「熙寧間、章惇開梅山、兵抵寧鄉入瀉山、轉由徑路、進兵失利、退軍瀉山密印禪寺、餽餉缺乏、寺爲供應。」

(57) 『元豐九域志』卷六 荊湖路南路（潭州、邵州）北路（辰州、沅州、誠州）それぞれにより主客戶數を舉げる。

(58) 例えば『慶元條法事類』卷七八 蠻夷門 歸明附籍約束に引く戸令には、「諸陷蕃投歸及歸明人、官司具奏聽旨、押赴本

州	主客戶數
潭州	357,824
邵州	97,234
辰州	8,913
沅州	10,565
誠州	10,475

州、取問願居處、於州縣城內居止。……と州縣城内に居らしめることが規定されており、同じく戸令に「諸歸明人、有新收或逃死、即時除附。仍限一日、申尙書兵部。每歲首別具前一年新收及逃死數申。……」とあり、この規定によって作成されるべき「歸明人帳」の書式が戸式に示されている。

(59) 『元豐九域志』卷六 荊湖路 南路 邵州條。

(60) 『長編』卷二四二 熙寧六年春正月是月條「置潭州安化縣、升七星寨爲鎮。」こうした鎮の役割・位置づけについては、梅原郁「宋代地方小都市の一面―鎮の變遷を中心として―」(『史林』四一巻六號 一九五八)、「宋代の地方都市」(『歴史教育』一四―一二 一九六六)参照。

(61) 例えば、參謀本部陸地測量部 大正一二年版一〇萬分之一圖「武陽」及び「城步縣」には、山系の南部西麓に武陽・關峽・城歩の名が見え、これらは共に山地を越えた高度四、五〇〇mの平坦地に二〇～二五kmの間隔に位置している。

(62) 嘉靖「長沙府志」卷五 名勝紀 安化五寨條に引く。「……熙寧天子厲聖慮、命將傅檄令開邊、給牛貸種使耕墾、植桑種稻輸糴錢、人人籲呼願歸順、褒頭異語淳風旋、……」

(63) 隆慶「寶慶府志」(邵州は寶慶元年(一二二五)府に昇格以來この名有り)卷五 雜考 寺觀 新化承熙寺條。また嘉靖「長沙府志」卷六 方外紀 寺觀 安化縣啓寧寺條。前書割注に「宋熙寧五年建、以熙寧二字分名、安化爲啓寧、新化爲承熙。元燬。」とある。また惟白「建中靖國續燈錄」卷二二には、臨濟禪の黃龍慧南の弟子たる隆慶閑(一〇二九―八一)の弟子として、安化啓寧の聞一禪師の語を載せる。

(64) 『長編』卷二五一 熙寧七年三月乙巳條。「荊湖北路察訪章惇言、邵州新化縣已建學、乞下轉運司給水田二百畝爲學田。從之。」

(65) 『長編』卷二六一 熙寧八年三月丙辰條。「沅州奏、比建州學、今聽讀者已多、乞賜國子監書、庶一變舊俗、皆爲禮義之民。從之。」

(66) 眞德秀『西山先生眞文忠公文集』卷四六 湖南運判劉公(強學)墓誌銘。彼は提點刑獄から轉運判官に改められ、嘉定一七年(一二二四)に没している。

(67) 例えば、乾隆『皇清職官圖』卷三 安化寧鄉等處峽人・峽婦條に「高山峽、阻山憑險、所種多黍菽、或伐竹樹、易穀而食。」とある。彼らは「平地峽」と「高地峽」とに分けられ、ヤオ族を主とすると考えられる。彼らがこの「梅山蠻」經略を契機により輿地に居住を移したのか、經略以前からこの地に居住したのか、『峽人文書』中の「遊梅山書」等とあわせ、さらに考察すべきであろう。白鳥芳郎編『峽人文書』(講談社 一九七五)、饒宗頤『泰國へ峽人文書』讀記(『南方民族考古』第一輯 四川大學出版社 一九八七 所收)参照。なお彼らについては、注(4)竹村前掲書参照。

(68) 『長編』卷三二九 元豐五年九月庚寅條の謝麟の言に「聞邵州已撥潼村屬新城。潼村距誠州四十里、時竹縣八十里、道路峻險、經九疊坡脚大小盤欄、深山長林、正係湖南至誠州行旅之路。……」とある。

(69) 『溪蠻叢笑』辰砂條「辰錦砂最良、砂出萬山之崖爲最。玃猪火攻取。」『輿地紀勝』卷七一 荊湖北路 沅州 景物條

上 硃砂に麻陽(錦州)産のものを記す。

- (70) 『長編』卷三一二 元豐四年夏四月甲子條。謝麟の言に

「溪江所産麩金、欲募人淘采中賣、以業游手之民。」とある。

- (71) 斯波義信『宋代商業史研究』(風間書房 一九六八)第三章第一節、第二章第一節。何業恆・文煥然「湘江下游森林的變遷」『歷史地理』第二輯 一九八二 参照。

- (72) 『長編』卷三四八 元豐七年八月戊辰朔條。これは南の王

江上流域の例であるが、「生蠻獠團族、惟以略峒民板木爲生」と見える。

- (73) 『資治通鑑』卷二六七 後梁紀二 太祖開平四年一月條並

びに乾化元年正月辛亥條。徽州は巫水と清水(沅水)合流點に設置され、大曆五年(七七〇)改稱。同條注所引宋白『續通典』参照。なお兩江地域に置かれたこれら諸州については馬力「北宋兩江地區羈縻州考」『文史』第三四輯 一九九二に考察がある。

- (74) 『輿地紀勝』卷七十二 荊湖北路 靖州 州沿革條。

- (75) 『宋史』卷四九四 蠻夷二 誠徽州。「宋初、楊氏居之、號十峒首領、以其族姓散掌州峒。」

- (76) 『長編』卷三七七 元祐元年五月甲子條。また姚氏には南宋期反亂を起こす姚明敷など(『宋會要』蕃夷五—98 淳熙三年四月九日條)、龍氏には龍廷威など(『長編』卷二七七 熙寧九年八月己丑條)、吳氏には吳自由(『宋史』卷四九四 蠻夷二 淳熙一一年條)の名が見える。後世、これら諸姓の大族が靖州等に居住したことに就いては、光緒「靖州鄉土志」卷二 參照。なお譚其驥「中國内地移民史—湖南篇」

『史學年報』第一卷第四期 民國二一 に指摘。

- (77) これらを族名として仡佬族と指摘するものもあるが、侗族の自稱「kəi」から侗族と考えるものが多い。梁敏編『侗語簡志』(民族出版社 一九八〇)、侗族簡史編寫組編『侗族簡史』(貴州民族出版社 一九八五)、中央民族學院少數民族語言研究所編『壯侗語族語言詞匯集』(一九八五) 参照。

- (78) 『宋會要』蕃夷五—77 大中祥符元年二月條、同五—79 同六年一〇月條。

- (79) 『溪蠻叢笑』左右押衙條「玃玃比獠猫、則妄自尊大、歲時且望或客至皆排衙主盟、其事者爲隊公、又其次名左右押衙。」

- (80) 同書 十莊院條「數十年前、獠獠僭占蝦蟇行寨、省地土人申請招致靖州玃玃防托、借田買屋以居、名十莊院。」

- (81) 『長編』卷二六七 熙寧八年八月辛丑條。「平水等三十團峒首領楊晟進等、納兵械歸明。」

- (82) 『長編』卷二七九 熙寧九年一二月戊申條。「神田團楊光錢、綢腸團楊昌富。」

- (83) この亂については、河原正博「儂智高の叛亂と交趾」『法政史學』12號 一九五九(のち註(6)前掲書に所收)、小川博「宋代儂智高の事蹟」『中國大陸古文化研究』一—四集 一九六五—六七、岡田宏二「儂智高の反亂をめぐる諸問題」一九七九(のち岡田前掲書第二編第五章に所收) 參照。

- (84) 『宋會要』方域六—36 州縣陞降廢置 紹興八年一二月二八日條の知靖州覃敵の報告。

- (85) 『宋會要』蕃夷五—98 [淳熙四年二月] 一八日條の臣僚の言。

(86) 『長編』卷二六三 熙寧八年閏四月丙申條。招納溪峒古誠等州峒二十三、戶二千七百一十九、丁九千四百九十六。また同書卷二七一 同年二月庚子條。僞地林錦等十三州歸明、得戶三千九百一十、丁六千四百四十一。

(87) 『溪蠻叢笑』平坦條「玃狔有鳥落平、言鳥飛不能盡也、周數十里、皆映田。凡平地曰平坦。」

(88) 『宋會要』蕃夷五—74 「〔太平興國〕四年十峒首領楊蘊送款內附。五年三月誠州十峒首領楊通寶來貢、以通寶爲誠州刺史。」

(89) 同書同卷 淳化元年十一月條。「誠州刺史楊政嚴遣使以方物・蜀馬・錦紬・龜銅・犀甲來貢、亦溪峒之首也。二年楊政嚴卒。其子衙內指揮使通瑤表請命。詔以爲誠州刺史。」

(90) 同書 五—82 「慶曆元年十二月湖南溪峒知徽州楊通漢貢方物。」

(91) 『長編』卷一九二 嘉祐五年一月己丑條。「邵州溪峒蠻楊光情知徽州、光情、通漢之子也。通漢……既死、光情繼之。舊制溪峒知州卒、承襲者許進奉行州事。撫遏蠻人及五年、安撫司爲奏給敕告。至是光情行州事七年無他過、故命之。」

(92) 『宋會要』蕃夷五—83 皇祐三年三月一七日條及び、五年八月條。

(93) 『長編』卷一八七 嘉祐三年六月丙辰條。

(94) 『長編』卷二四二 熙寧六年二月辛巳條。及び范祖禹『范太史集』卷四〇 檢校司空左武衛上將軍郭公〔達〕墓誌銘。前書には「及郭達知邵州、以三千人攻楊昌透、爲賊兵追襲、

至牛脊嶺、日暮幾陷沒、賴〔潘〕夙遣裨將劉杲引兵救之乃免。又遣周士隆・丁佐堯以衆深入、據要害、賊窘遂出降。」とある。

(95) 『長編』卷二四四 熙寧六年四月辛卯條。「又〔章惇〕言、邵州新招人戶楊昌透等、歲出課米、乞展三年起納。從之。既又聽展一年課米、凡三百餘石。」

(96) 『長編』卷二五四 熙寧七年七月己未條。「詔荆湖北路轉運司、相度沅・錦・黔江口三處置博易場、與蠻交易可否以聞。後本司委知沅州謝麟相度。麟言、置務博買、則均平物價、招撫蠻獠、新附之人日漸馴熟、永息邊患。又下其事三司。時章惇領三司、亦以爲便。從之。」

(97) 『宋會要』蕃夷五—86 熙寧八年正月二日條の權發遣荆湖南路轉運副使蔡燁の言。

(98) 『宋會要』蕃夷五—86 熙寧八年閏四月五日條。なおこの時の知沅州謝麟の報告に對する詔には、下級武階への補授の他に、「候納到課米、即給以鹽。」という指示が見える。

(99) 同書五—86 同年八月一日條の蔡燁の言に依る。

(100) 『長編』卷二七一 熙寧八年二月庚子條の荆湖北路轉運使孫構の言に依る。

(101) 『長編』卷二七七 熙寧九年秋七月己巳條の詔に「…邵州管下楊氏諸蠻相繼內附、其光僭・光衡雖遷延未即出漢、觀其事勢、必恐非久、須當歸命。」と見える。

(102) 『長編』卷二七六 熙寧九年六月壬辰條。「〔王〕安石曰、…〔楊〕光僭老賊、諂議事機、知南師思歸、將帥又無堅忍之意、逗留不肯遽出、…」。なお、熙寧八年末—一〇年の對安

南戦については、河原正博「宋の神宗のベトナム出兵」（山本達郎編『ベトナム中國關係史―曲氏の擡頭から清佛戦争まで』山川出版社 一九七五 所収）参照。

- (103) 『長編』卷二七八 熙寧九年冬一〇月辛亥條の朱初平の言

に「楊光僭…況其人年已八十餘、溪峒素所推服、…」とある。この後に「詔授光僭皇城使誠州刺史致仕。尋詔…官爲建宅一區。光僭又請於其側置學舍、從之。」とある。

- (104) 『長編』卷二八〇 熙寧一〇年二月壬寅條の侍御史周尹の言。

「荊湖南路轉運副使朱初平與判官趙楊、帥兵即楊光僭所居築城寨、蠻人拒不聽、殺傷官軍、圍初平等、凡三數日乃得還。」

- (105) 『長編』卷二八七 元豐元年春正月己未條の荊湖南路安撫使謝景溫の言。

「…比至初平等不帶兵甲、親入招安、遂生驚疑、已恐朝廷經畫其地。故楊昌普等遮擁道路、殺害使臣、幾成邊患。…」

- (106) 前註所引部分の前は「臣詳朱初平招撫楊光僭等、各與官職請受、其歸明地依舊住坐、…」

- (107) 『長編』卷三〇四 元豐三年五月乙丑條並びに注。

(108) 『長編』卷三〇七 元豐三年八月甲午條。「湖南安撫使謝景溫・轉運副使朱初平・判官趙楊言、…然與役動衆之初、須當量差兵馬防托。乞下沅州相度、如合增置堡寨、亦令乘此機會擇要害之地、同時建立。兩路協力、兵勢益張。城寨既成、道路通達、彈壓蠻獠、不致生事。從之。」

- (109) 彼は熙寧七年五月に通判辰州から知沅州に移って以來、元豐三年五月に再任されている（『長編』卷二五三 熙寧七年

五月甲辰條、卷三〇四 元豐三年五月庚午條）。

- (110) 前々註『長編』の他、卷三〇八 九月丙子條、卷三一〇 二月丁亥條。

- (111) 『長編』卷三一 同年春正月庚子條、卷三一二 同年四月乙丑條。後者に「乃詔誠州治渠陽隸荊湖北路、徽州爲時竹縣隸湖南邵州。」とある。

- (112) 『長編』卷三一六 元豐四年九月戊子條。この條の注所引の『沅州題名記』によれば彼はこの後すぐに知辰州（一〇月）に移り、翌年三月知沅州に戻った。

- (113) 例えば『政和經史證類備用本草』卷三 玉石部 上品。

- 『嶺外代答』卷七 金石門 丹砂水銀條。

- (114) 『輿地紀勝』卷七二 荊湖北路 靖州 景物條上 金井。

- (115) 梅原郁「宋代の内藏と左藏―君主獨裁制の財庫―」『東方學報』京都 第四二冊 一九七一 參照。

- (116) 『宋會要』食貨38―33 互市 元豐七年七月二九日條他。

- (117) 日野開三郎「北宋時代の博羅について」（『日野開三郎東洋史學論集 第一卷』三一書房 一九八八 所収）參照。

- (118) 『輿地紀勝』卷七五 荊湖北路 辰州 風俗形勝條所引

『辰州風土記』「辰沅靖三州、朝廷非有望其賦入也。往時、本路轉運使每歲於鼎州撥支錢七萬貫・絹二千五百匹・紬四百匹・布五百匹、岳州撥紬二千七百匹・綿七千兩、澧州撥絹一千匹・綿一萬兩、荊門軍撥絹一千匹、以此當一歲之計、而沅靖所入亦稱是、故兵稟贍給足以控制。…」

- (119) 『宋會要』蕃夷五―98 淳熙三年八月一三日條。湖北提判司の言に「靖州博米之弊、徭人用米博鹽四斤、折錢一貫、約

米一石」とある。

- (120) 例えば、廣西融州の場合であるが、『宋會要』蕃夷五—96 紹興二六年九月一八日條の權發遣融州張希道の言に「沿邊溪峒蠻人、漸被聖化之久、近聞、多因博易之際、不得均平、甚者誣以結連作禍、擅興捕捉、妄生事端、希求賞典、恐致人情不寧。…」とある。

- (121) 『長編』卷二八七 元豐元年春正月己未條の謝景溫の言には、熙寧五年以來衙職となっているもの五〇人、歸明以前の進奉毎の券錢二四〇〇緡、歸明後の補官職料錢衣絹が一年あたり三七〇〇緡という。同書卷三四四 七年三月丙寅條には、誠州多星堡では土丁の給與が一人一月三〇〇文で、そのために一年に公使錢一五〇千を下賜するよう求めている。

- (122) 誠州の場合。『長編』卷三三三 元豐六年二月癸亥條。沅州の場合。『長編』卷三三五 元豐六年五月戊戌條。ともに千緡支給であるが、後者にはこれが歲額とされており、誠州も同様と考えられる。

- (123) 『長編』卷三二一 元豐四年二月己巳條。「朝散大夫賈青言、準朝旨下朱初平奏、令…、令縣邑城寨、常切開廣于新城地、買官田、及許百姓置田、其少牛具糧種之類、聽結保赴官借貸。乞並如初平所奏。從之。」

- (124) 『長編』卷三四五 元豐七年五月己酉條。孫覽の上言中に「徵誠蠻多典賣田與外來戶、乞立法、溪峒典賣田與百姓、即計直立稅、田雖贖稅仍舊、不二十年、蠻地有稅者過半、則所入漸可減本路之費。乞下誠・沅・邵三州施行。」とあり、沅州の官水陸田山畚の射佃などとともに許可されている。

- (125) 『長編』卷三二二 元豐五年春正月戊申條。

- (126) 『長編』卷三二九 元豐五年八月癸酉條の趙楊の言。「上江・多星・銅鼓・羊鎮等團並至城下貿易、可漸招撫置城寨。」

- (127) 『長編』卷三四〇 元豐六年冬一〇月庚寅條、卷三四一年一二月癸酉條。後者の彼ら歸明人の補職記事のうち、楊晟嚮については「晟嚮大首領、桀黠能用其衆」という湖北轉運司の報告がある。

- (128) 『長編』卷三四四 元豐七年三月丙寅條。誠州の言に引く荊湖路相度公事孫覽の建議に「新開路」云々とあるによる。

- (129) 『長編』卷三四五 元豐七年五月乙丑條。有功者に對する報獎記事の後に「通道置驛功畢、故賞之」とあるによる。

- (130) 『長編』卷三四四 元豐七年三月丙寅條。「廣西安撫使走馬承受薛元方乞買荊湖北路鼎・豐・潭・邵等州土產良馬。詔荊湖轉運司詳度。」この後の報告については不明。

- (131) 戴裔煊『宋代鈔鹽制度研究』（商務印書館 一九五七）參照。

- (132) 『長編』卷三七六 元祐元年四月辛亥條の荊湖北路都鈐轄司の言に、「誠州大由等峒並已撫納。胡耳西路一帶溪峒、朝旨不許招納。…」。

- (133) 『長編』卷三九七 元祐二年三月是月條。

- (134) 『長編』卷四〇三 元祐二年秋七月辛酉條並びに卷四一五三年冬一〇月丙戌條。

- (135) 『長編』卷四〇七 元祐二年一二月己亥條。荊湖北路轉運副使李茂直、知渠陽軍胡田らに措置が命じられた。

- (136) 『長編』卷四〇九 元祐三年三月甲子條、壬申條。

- (137) 『長編』卷四一五 元祐三年冬一〇月丙戌條の詔。
- (138) 『長編』卷四一七 元祐三年十一月辛酉條。「樞密院言湖北都鈐轄唐義問奏、多星堡般運金穀、毀撤屋宇殆盡、其城壁若存舊址、慮蠻人聚集爲姦詐。詔苗時中（元豐七年六月から知潭州）、唐義問、已廢罷堡寨城壁、量度毀撤。其沅州渠陽寨、先廢堡寨、如有城壁尚存者、亦相度施行訖、以聞。」
- (139) 『長編』卷四一八 元祐三年二月乙亥條。
- (140) 『長編』卷四二九 元祐四年六月己未條。
- (141) 蘇轍『樂城集』卷四四 御史中丞論時事劄子「論渠陽轉事劄子」の貼黃。『長編』卷四四七 元祐五年八月丙辰條。
- (142) 『長編』卷四五五 元祐六年二月辛亥條。「詔已令供備庫使誠州刺史楊昌達知誠州、供備庫副使楊昌壽同知誠州。」この後に知誠州・同知誠州の承襲規定につき詳細を指示する。
- (143) 前々註所引貼黃。
- (144) 『長編』卷三七七 元祐元年五月甲子條の湖北都鈐轄轉運司の言に「誠州地林等溪峒一千四百五十四戶、惟楊族一姓、補充並行。其姚・石・龍・盧・吳家數姓亦大族、頗懷缺望。兼楊氏族亦有漏補未均、又請受不等。…」とある。
- (145) 『長編』卷四七九 元祐七年二月丙子條。
- (146) 『宋會要』蕃夷五—93 崇寧元年一月四日條。「樞密院言、知邵州黃克俊奏、知溪峒徽州楊光衡等、乞如元豐以徽州爲壽竹縣、并誠州各創置城寨。詔克俊核實、如委忠順、即依所乞。」崇寧二年正月五日條には「辰沅溪峒並以納土 改誠州爲靖州、徽州爲壽竹縣。」とある。
- (147) 『宋史』卷三五五 董必傳。以前に提舉常平であつた舒亶の死後崇寧三年に繋ける。
- (148) 『宋會要』兵17—7 歸明 大觀二年二月一六日の上批。
- (149) 『宋史』卷三四八 張莊傳附王子武傳、『宋大詔令集』卷一五九 政事一二 建易州縣 胡耳西路蠻向慕納土置州御筆。
- (150) 『皇宋十朝綱要』卷一七 政和五年七月是月條、六年四月條、七年六月戊午朔條。
- (151) 同書同卷 政和七年九月戊子條。
- (152) 『宋會要』蕃夷五—94 宣和四年六月六日條。
- (153) 同書 蕃夷五—99 淳熙八年六月二六日條。
- (154) 佐伯富「宋代における牢城軍について」（『劉子健博士頌壽紀念宋史研究論集』）、辻正博「宋初の配流と配軍」（『東洋史研究』第五二卷第三號 一九九三）参照。
- (155) 『長編』卷二四一 熙寧五年二月丙子條。
- (156) これは融州の場合であるが、『長編』卷三二四 元豐五年三月乙酉條の提舉廣南西路常平等事劉誼の上書。
- (157) 宋初、宋朝に歸服した辰州獠人秦再雄の門客王允成（魏泰『東軒筆錄』卷一他）、天禧二年（一〇一八）來朝の富州刺史向通漢の門客鄭師說（『宋會要』蕃夷五—80 同年六月一三日條）など。後者は「門客進士」とあり、歸朝後に同學究出身を賜っている。
- (158) 『長編』卷一九四 嘉祐六年（一〇六一）秋七月戊戌條。
- (159) 澤田瑞穂「殺人祭鬼」（『大理大學學報』第四三輯（人文社會科學篇Ⅲ）のち『中國の民間信仰』工作舎 一九八二）に證補、再補とあわせ所收）、河原正博「宋代の殺人祭鬼につ

いて」(註(6)前掲書に補訂所收)、宮崎市定「宋代における殺人祭鬼の習俗について」(『アジア史研究』第五 同朋舎一九七八)、また金井德幸「宋代荆湖南北路における鬼の信仰について―殺人祭鬼の周邊―」(『駒澤大學禪研究所年報』第五號 一九九四 参照)。

(160) 例えば、淳化元年皮師勝を殺害、その五臓と首を以て魔鬼を祀った向萬通の場合。『宋會要』蕃夷五―74 同年是冬條。

(161) 『宋會要』蕃夷五―74 淳化二年是年條。

(162) 『長編』卷五七 景德元年九月丙戌條。

(163) 『長編』卷九六 天禧四年閏一二月庚戌條。

(164) 『宋會要』蕃夷五―81 天聖三年五月一四日條。

(165) 『長編』卷三四四 元豐七年三月乙卯條。「禮部言、誠州奏乞於中路要便之地、建二寺。大步山欲以靜化、古融城欲以懷化為額、乞歲度僧二人。從之。」

(166) 『長編』卷三四五 元豐七年夏四月辛巳條。「廣南西路經略司言、已自融口、通開石門溪洞路、欲與新路側創僧寺、化諭蠻人。乞給度僧牒五道、及降御書、歲度僧一人。從之。」

(167) 青山定雄「宋代における遞鋪の發達」(『唐宋時代の交通と地誌地圖の研究』吉川弘文館 一九六三 参照)。

(168) 『長編』卷一七七 至和元年九月丁亥條。註(24)佐伯論文の第四節補注⑦参照。

(169) 竺沙雅章「宋代賣牒考」(『中國佛教社會史研究』同朋舎一九八二。また『宋會要』職官13―22 祠部 元豐七年二月

七日條参照。

(170) 熙寧年間の王韶による熙河經略に際し、河州には禪院や州學が建立されている。なお程民生「宋代少數民族學校述略」(『中央民族學院學報(雙月刊)』一九八九―三 参照)。

(171) 『長編』卷二七八 熙寧九年冬一〇月甲辰條並びに辛亥條。

(172) 『重校鶴山先生大全文集』卷四九「靖州教授廳題名壁記」

(173) 『宋會要』崇儒二―14 大觀三年二月一六日條。

(174) 『宋會要』兵17―8 郡縣學 政和四年二月一一日條。

(175) 『建炎以來繫年要錄』卷一五〇 紹興一四年二月丁亥條。

(176) 『宋會要』崇儒二―36 郡縣學 紹興一四年二月六日條。

(177) 『宋會要』選舉17―1 教授 隆興元年一〇月二〇日條。

(178) 同書同卷 一二月一二日條。

(179) 註(173)。

(180) 當地の元初の狀況に關しては、大島立子「元朝の湖廣行省支配―溪峒民對策を中心に―」(『東洋學報』66―1・2・3・4 一九八五 参照。また植松正「苗軍の軌跡」(『清朝治下の民族問題と國際關係 平成二年度科學研究費補助金總合研究(A) 研究成果報告書』一九九一 参照)。

(181) 畑地正憲「五代・北宋における府州折氏について」(『史淵』第一一〇輯、「宋代における麟府路について」『東洋史研究』第五一卷第三號 一九九二参照)。

**THE CULTIVATION OF THE QIDONGMAN 溪峒蠻
REGION IN JINGHU 荊湖路 CIRCUIT DURING
THE NORTHERN SONG DYNASTY**

UENISHI Yasuyuki

This paper is an inquiry into the cultivation of the tribal land in Jinghu circuit during the Northern Song Dynasty. At this time, non-Han peoples inhabited the region of Meishandong 梅山峒, located at the western border of Tanzhou 潭州 and Shaozhou 邵州. In the early Song period, the government adopted a policy which forbade the Han peoples to cultivate the border between Han and native territories. However, the Song state was unable to entirely restrain Han peoples from emigrating to the frontier. During the Jiayu period 嘉祐, local officials recommended adopting a policy of annexing territories. Subsequently, the Song government decided to enact the expansionary policies from the early 1070's.

The native Yang 楊 clansmen were the political leaders in haltered-and-bridled Chenghuizhou 誠徽州, the territories of which were located at the upper Yuan River 沅水 basin, the so-called tuandong 團峒. In this area, the Song government promoted expansionary policies during the Yuanfeng 元豐 period as a means to suppress the formation of bands of followers supporting local leaders. As a result of these policies, the local fiscal administrations were forced to shoulder most of the burden of increased military costs. Consequently, the influence of these leading clansmen was preserved in this area.

After the success of these expansionary policies, the Song government built both Buddhist temples and schools in these frontier areas. In consideration of the extent of the local power wielded by the Yang clansmen, these educational policies were effective especially in contributing to the sinicization of these clansmen's sons.